

五城目町

子どもの貧困対策に関する整備計画

平成30年3月

五 城 目 町



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨.....	1
(1) 計画策定の背景.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	2
2 計画の対象.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	4
5 計画の役割分担.....	5
第2章 子どもの貧困を取り巻く状況	
1 五城目町の概況.....	7
(1) 人口、世帯の状況.....	7
1) 総人口、総世帯数の推移.....	7
2) 19歳以下人口の推移.....	8
(2) 児童・生徒の状況.....	9
1) もりやまこども園の状況.....	9
2) 小学校児童数の推移.....	10
3) 中学校生徒数の推移.....	10
(3) 要保護・準要保護児童・生徒の状況.....	11
1) 小学校における要保護・準要保護児童数の推移.....	11
2) 中学校における要保護・準要保護生徒数の推移.....	11
(4) 各種手当の支給状況.....	12
1) 児童手当の支給状況.....	12
2) 児童扶養手当の支給状況.....	12
3) 特別児童扶養手当の支給状況.....	13
(5) 生活保護世帯の状況.....	14
1) 生活保護世帯の推移.....	14
(6) ひとり親世帯の状況.....	15
1) ひとり親世帯数の推移.....	15
2) ひとり親世帯の児童数の推移.....	15
2 アンケート調査結果のポイント.....	16
(1) 調査の概要.....	16
1) 調査の目的.....	16
2) 調査の実施状況.....	16
3) 回収状況.....	16
4) 回答者の基本属性.....	16
(2) 調査結果のポイント.....	18
1) 回答者の特性.....	18
2) 経済的状況.....	21
3) 子どもの教育や生活について.....	23
4) 問題意識、施策ニーズ.....	24

3	ヒアリング調査結果のポイント.....	30
	(1) 調査の概要.....	30
	1) 調査の目的.....	30
	2) 調査の実施状況.....	30
	(2) 調査結果のポイント.....	30
	1) 五城目町における子どもたちへの支援活動の状況.....	30
	2) 何らかの問題を抱えている子どもたちの状況.....	30
	3) 今後の取り組みにおける課題.....	30
	4) 子どもたちの健全育成にとって大切なこと.....	30
<b>第3章 計画の基本的な方向性</b>		
1	基本的な考え方.....	31
	(1) 基本理念.....	31
	(2) 計画において目指していく方向性.....	34
	(3) 基本目標.....	35
2	施策の体系.....	36
<b>第4章 施策の展開</b>		
	基本目標1：教育の支援.....	37
	(1) 学校をプラットフォームとした総合的な支援.....	37
	(2) 就学支援の推進.....	38
	基本目標2：生活の支援.....	40
	(1) 保護者の生活支援.....	40
	(2) 子どもの生活支援.....	43
	(3) その他の生活支援.....	44
	基本目標3：経済的支援.....	46
<b>第5章 計画の推進</b>		
1	計画の推進体制.....	49
2	連携体制の構築.....	50
	(1) 五城目町と関係機関のネットワークの構築.....	50
	(2) 五城目町のコーディネート力の強化.....	50
<b>資料編</b>		
	五城目町子どもの貧困対策に関する整備計画策定委員名簿.....	51

**【元号の表記について】**

この計画中の年の表記は、平成31年4月30日の翌日（2019年5月1日）以降を表す場合でも、元号を「平成」としています。

新元号が施行された後は、新元号に相当する年に読み替えてください。

# 第 1 章

## 計画の策定にあたって



# 1 計画策定の趣旨

## (1) 計画策定の背景

### □ 我が国の相対的貧困率の上昇

社会情勢の変化にともなう子育て世帯における所得の減少や、社会的孤立などのために貧困の状態にある子どもが増加傾向にあることが懸念されています。

国の調査によれば、日本の子どもの貧困率は16.3%（平成24年）となっており、これまでの調査においてもっとも高い値となっています。（国民生活基礎調査-厚生労働省）また、生活保護世帯の子ども的高等学校等の進学率も全体と比べると低い水準となっています。

### □ 国における子どもの貧困対策関連法等の整備

このような状況を受け、国においては、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることが決してないように、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行しました。

さらに平成26年8月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、今後の子どもの貧困対策における基本的な方針が示されました。

### □ 県における子どもの貧困対策の取り組み

こうした国の動きを踏まえ、秋田県においても、平成28年3月に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」が策定されました。

秋田県では、“手を伸ばせばすぐ届くところに、いつでも、子どもたちを見守る目と支えようとする人の輪（和）”があり、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現”を目指し、“教育の支援”、“生活の支援”、“保護者に対する就労の支援”、“経済的支援”の4項目に力を入れて、総合的な子どもの貧困対策に取り組んでいくこととしています。

### □ 五城目町における子どもの貧困対策の必要性

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、子どもの貧困対策の基本方針の一つとして、“官公民の連携によって子どもの貧困対策を国民運動として展開する”ことが掲げられており、五城目町においても、国の子どもの貧困対策や秋田県の取り組みと連携し、子どもの貧困対策を国民運動として展開すべく、困難な環境にある子どもや家庭に対する支援や取り組みの方針について、「五城目町子どもの貧困対策整備計画」として策定するものです。

子どもの貧困対策を官公民の連携による国民運動として展開するため、五城目町における子どもの貧困対策の基本方針や取り組みについて本計画において整理しました。

## (2) 計画の位置づけ

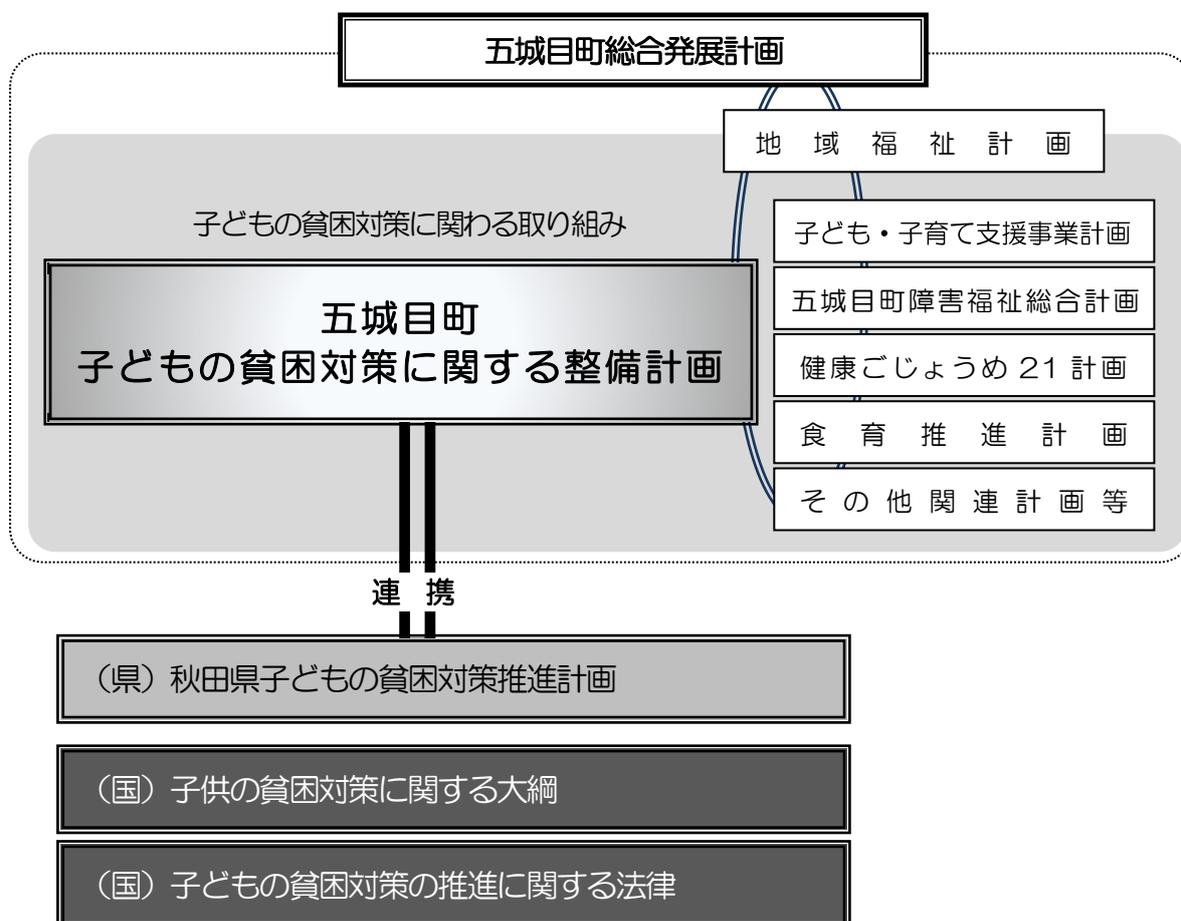
### □ 国、県の子どもの貧困対策の取り組みと連携した計画

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、市町村への計画策定に関する規定はありません。しかし、都道府県に対する計画策定の規定（第9条）は明記されており、「子供の貧困対策に関する大綱」においても、“官公民の連携によって子どもの貧困対策を国民運動として展開する”ことが掲げられていることから、本町においても、秋田県の計画と連携して、子どもの貧困対策を国民運動として展開するための計画として本計画を策定します。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、“教育の支援”（第10条），“生活の支援”（第11条），“保護者に対する就労の支援”（第12条），“経済的支援”（第13条）について必要の施策を講じることが地方公共団体には求められており、本計画は、これらの施策について取りまとめた計画と位置づけられます。

### □ 本町の福祉行政と整合した計画

本町のあらゆる施策の基本となる「五城目町総合発展計画」、町福祉行政の指針を示した「地域福祉計画」を関連計画、教育の支援や生活の支援等に関連するその他の分野別計画との整合性に配慮し、子どもの貧困対策を総合的に展開するために関係する本町の取り組みについて整理し、本町の子どもの貧困対策に関わる基本方針について取りまとめたものが本計画となっています。



## 2 計画の対象

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、第2条において、“子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。”と基本理念を掲げており、経済的な困窮下にある子どもに対して支援を行うだけではなく、子どもが生まれ育った環境によって将来を左右されることのない社会の実現を目指すものとされています。

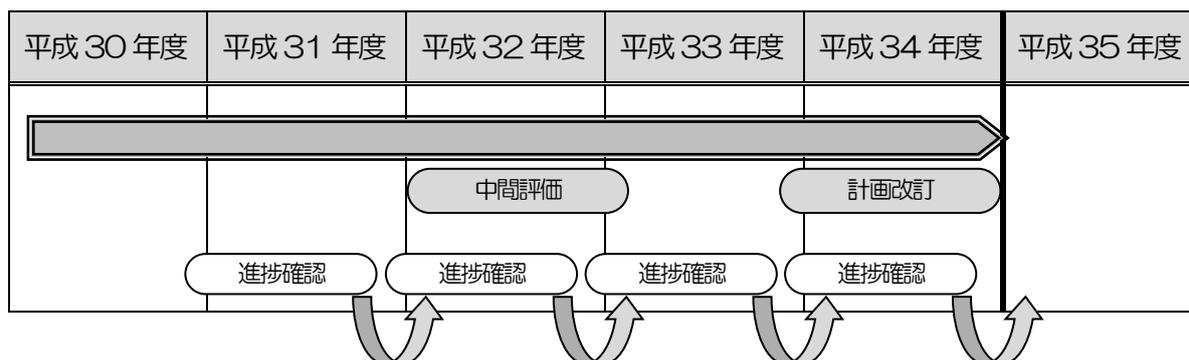
したがって、本計画においては、現に経済的困窮状態にある子どもやその家庭に対する取り組みを行うとともに、妊娠や出産による経済的・精神的負担の増大、保護者の疾病や離職による家計の逼迫、ひとり親家庭における生活の厳しさなど、子どもが困難な状況に陥る様々なりスクに対しても、できるだけ早い段階から効果的な支援を行い、すべての子どもが生まれ育った環境により、教育や生活、就労などの場面において、家庭の状況による制約を受けることなく、すこやかに育つことができるよう取り組みます。

## 3 計画の期間

本計画は平成30年度から、平成34年度までの5年間で計画の期間とします。

計画の改訂については、計画の最終年度である平成34年度に行うこととしますが、計画途中であっても、社会情勢や法整備の状況などに応じて、柔軟に計画の見直しを行います。

なお、計画の進捗確認は毎年度終了後に実施し、計画の中間年度には中間評価を行います。

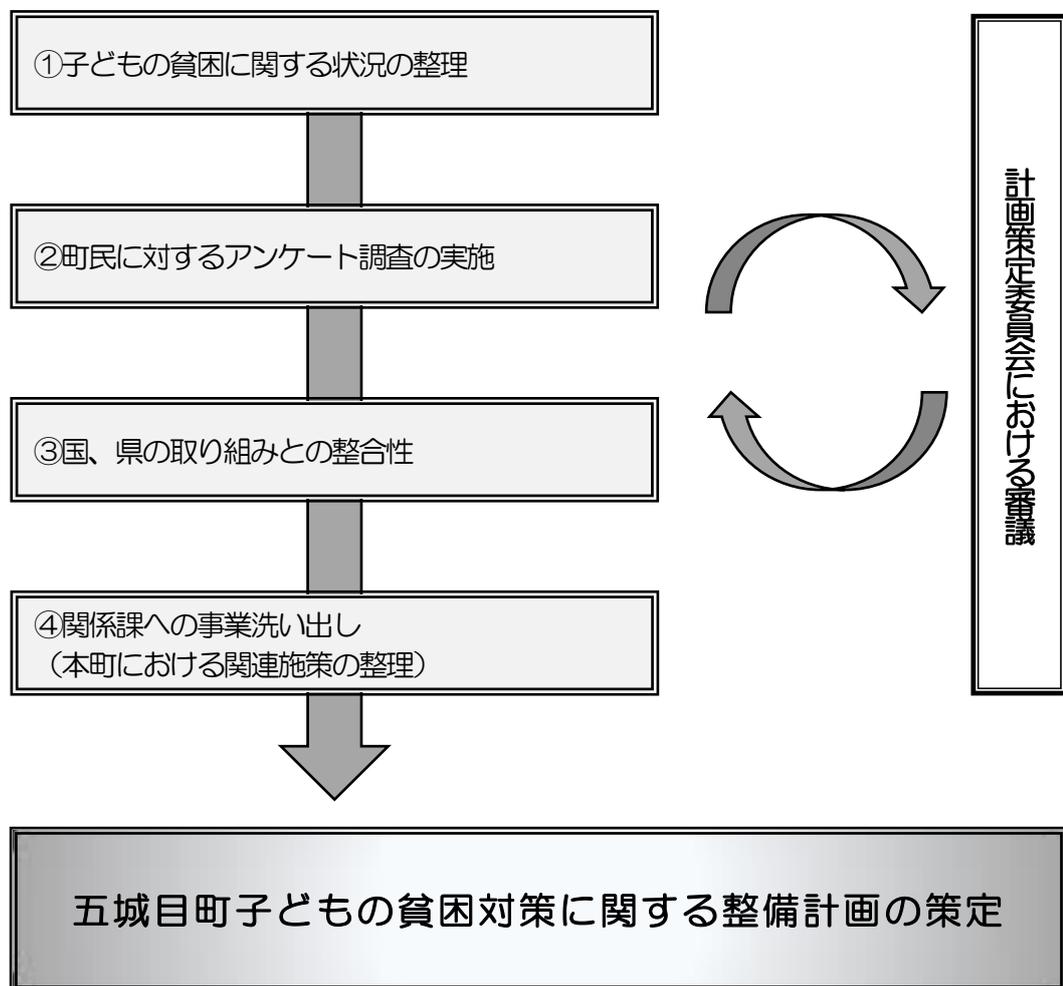


## 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子どもを持つ家庭に対するアンケート調査を実施することで、子どもの貧困に関する状況や意識を把握し、本町における子どもの貧困対策の課題やポイントを明確にした上で、計画の策定を図りました。

また、国や秋田県の子どもの貧困対策に関する取り組みとの整合性を図るとともに、本町における関連する取り組みについて整理し、計画に反映しています。

計画内容については、計画策定委員会において審議し、調整を図った上で、計画策定を行っています。

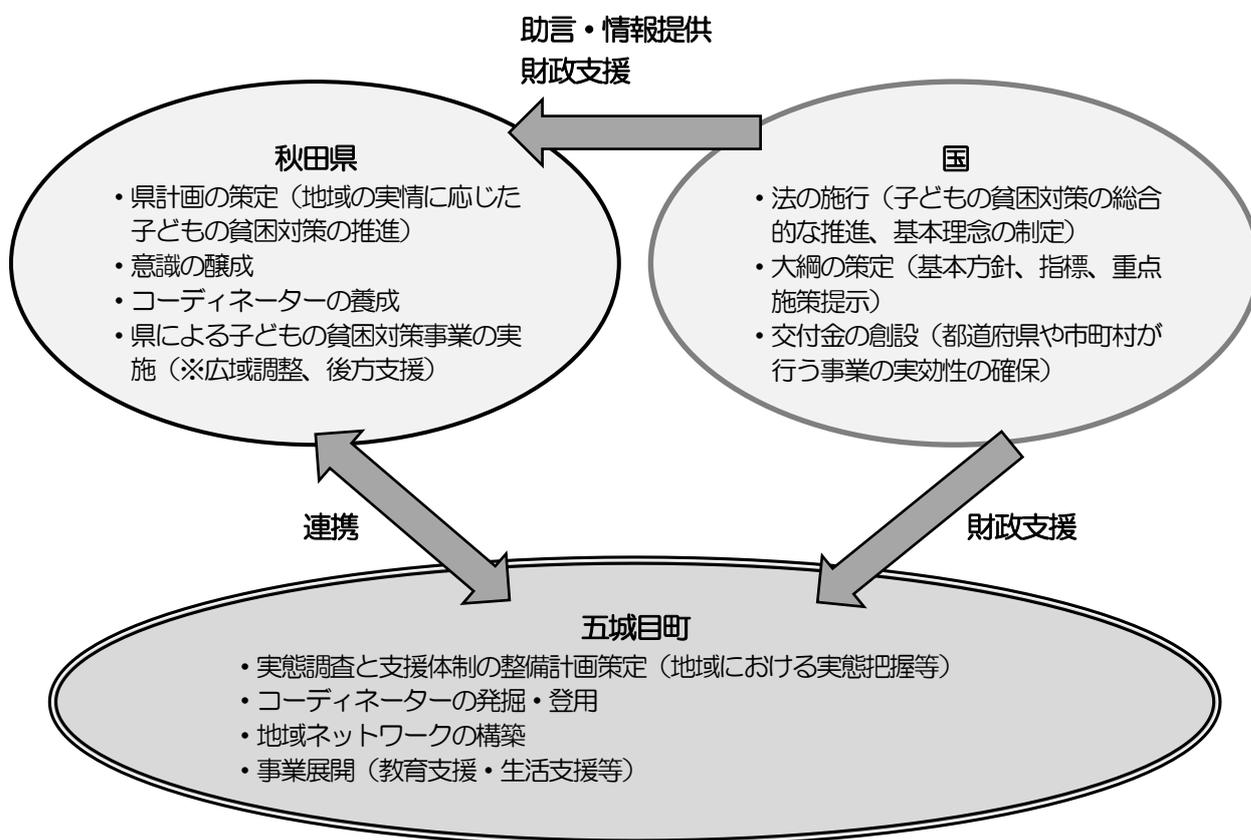


## 5 計画の役割分担

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現を目指すためには、五城目町だけではなく、国や秋田県との連携や、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域で活動する様々な関係団体など、様々な関係者が幅広く連携し、貧困や家庭環境の問題など多様な問題を抱えている子どもや家庭をいち早く把握し、適切な支援につなげていくことが重要となります。

五城目町は困難な状況にある子どもや家庭にもっとも身近な立場にあるため、様々な関係者の間で、支援のための連携や調整を行い、実情に即した適切な支援を効果的に行っていくための中心的な役割を担っていきます。

### <国、秋田県、五城目町の役割分担>





## 第 2 章

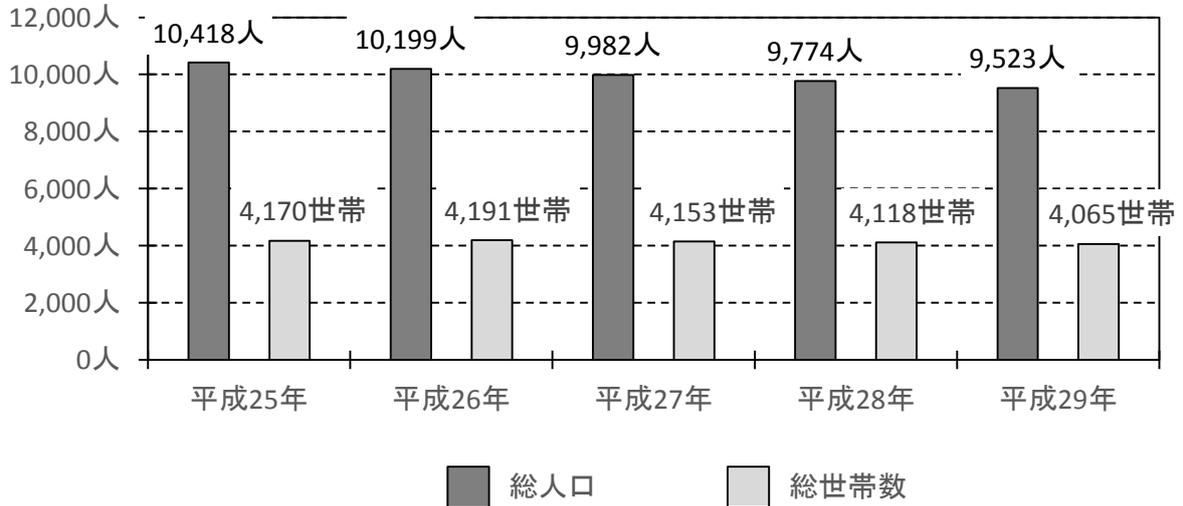
# 子どもの貧困を取り巻く状況



# 1 五城目町の概況

## (1) 人口、世帯の状況

### 1) 総人口、総世帯数の推移



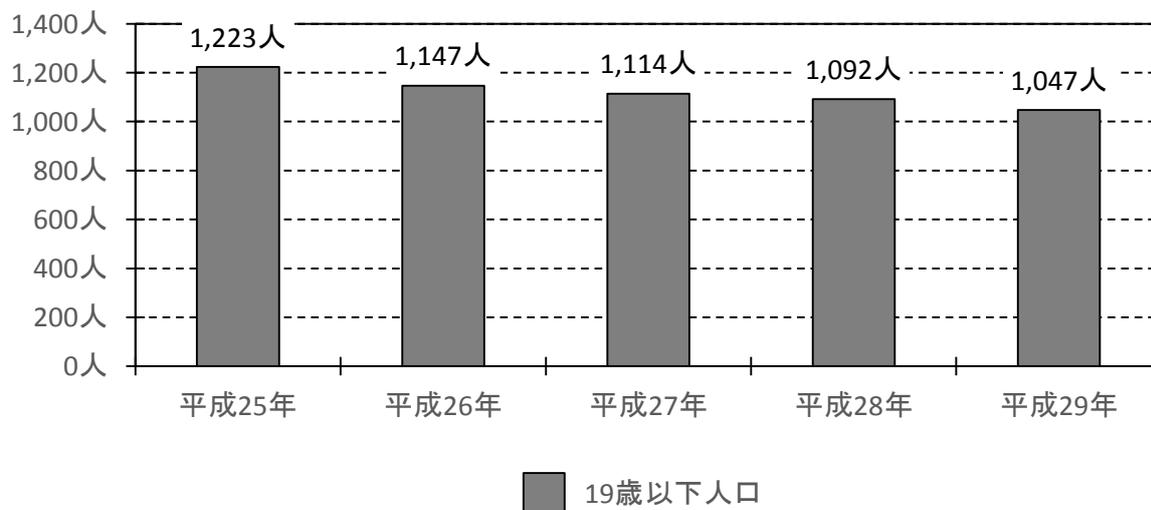
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
五城目地区	4,597人	4,517人	4,462人	4,389人	4,332人
	1,932世帯	1,939世帯	1,928世帯	1,917世帯	1,904世帯
馬川地区	1,061人	1,045人	1,024人	994人	960人
	465世帯	462世帯	453世帯	454世帯	444世帯
森山地区	682人	669人	648人	637人	607人
	248世帯	252世帯	248世帯	244世帯	239世帯
馬場目地区	1,045人	1,016人	966人	942人	918人
	389世帯	391世帯	380世帯	379世帯	371世帯
富津内地区	1,033人	1,011人	988人	948人	916人
	392世帯	394世帯	388世帯	378世帯	375世帯
内川地区	713人	683人	658人	640人	605人
	270世帯	273世帯	274世帯	268世帯	261世帯
大川地区	1,287人	1,258人	1,236人	1,224人	1,185人
	474世帯	480世帯	482世帯	478世帯	471世帯
合計	10,418人	10,199人	9,982人	9,774人	9,523人
	4,170世帯	4,191世帯	4,153世帯	4,118世帯	4,065世帯

住民基本台帳、各年12月末日現在

総人口は減少傾向にあり、平成27年には1万人を下回り、平成29年は9,523人となっています。

総世帯数は年により増減はあるものの、全般的にはやや減少し、平成29年には4,065世帯となっています。1世帯あたりの人員数は、平成25年の2.5人から平成29年には2.3人に減少し、世帯の規模は縮小しています。

## 2) 19歳以下人口の推移



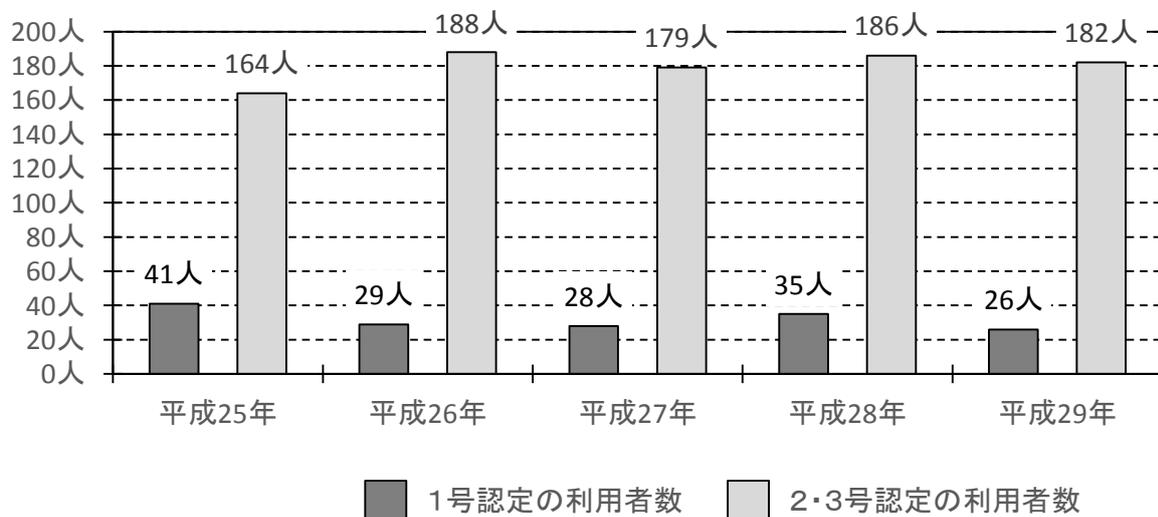
住民基本台帳、各年12月末日現在

19歳以下の人口も減少傾向にあり、平成29年には1,047人となっています。

総人口に占める割合は平成25年には11.7%でしたが、平成29年には11.0%と総人口に占める割合も低くなっています。

## (2) 児童・生徒の状況

### 1) もりやまこども園の状況



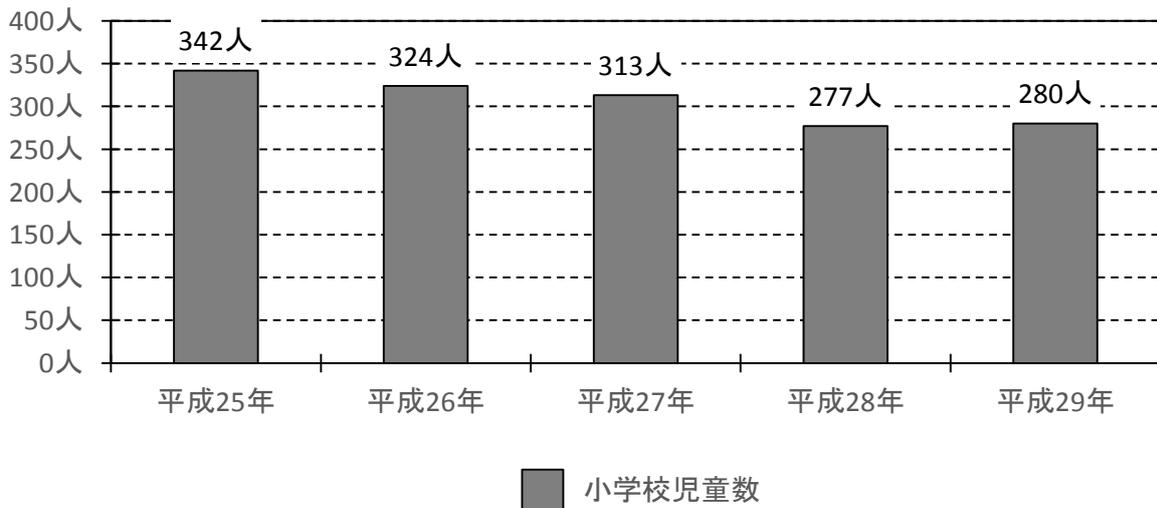
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
幼稚園利用 (本園1号)	41人	29人	28人	35人	26人
保育園利用 計	164人	188人	179人	186人	182人
本園2号	85人	102人	99人	101人	103人
本園3号	65人	69人	63人	65人	58人
大川分園2号	5人	9人	8人	9人	8人
大川分園3号	9人	8人	9人	11人	13人

各年4月1日現在

もりやまこども園の園児数の推移をみると、幼稚園利用に相当する1号認定の利用は本園のみで、定員60人に対して、平成29年は26人となっています。平成25年からの推移をみると、年による増減はあるものの、全般的にやや減少しています。

保育園利用に相当する2・3号認定の利用は、本園と大川分園で行われており、平成25年の164人から、平成29年には182人と増加傾向にあります。

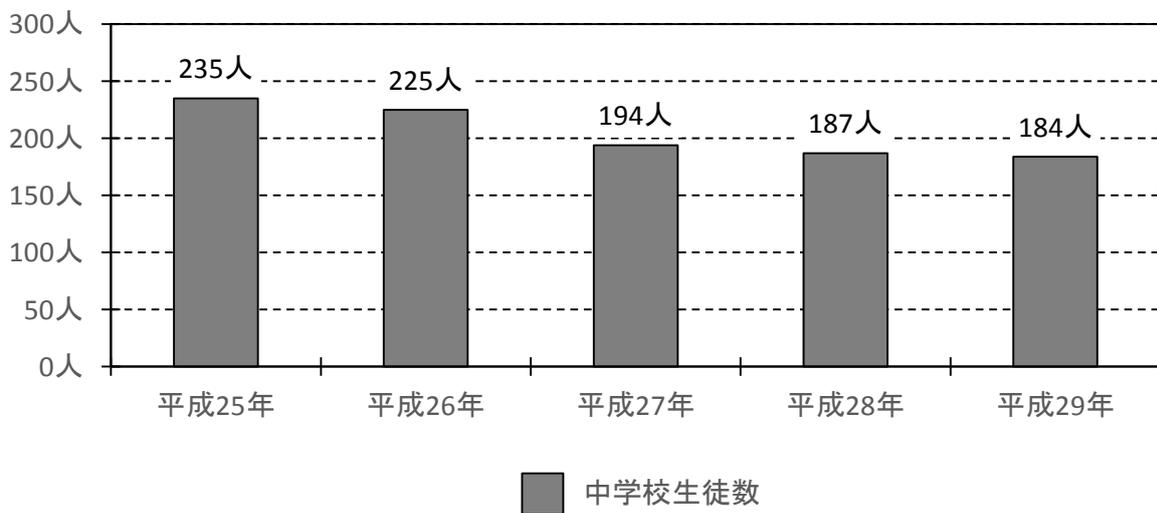
## 2) 小学校児童数の推移



各年5月1日現在

小学校の児童数は減少傾向にあり、平成29年には280人となっています。

## 3) 中学校生徒数の推移

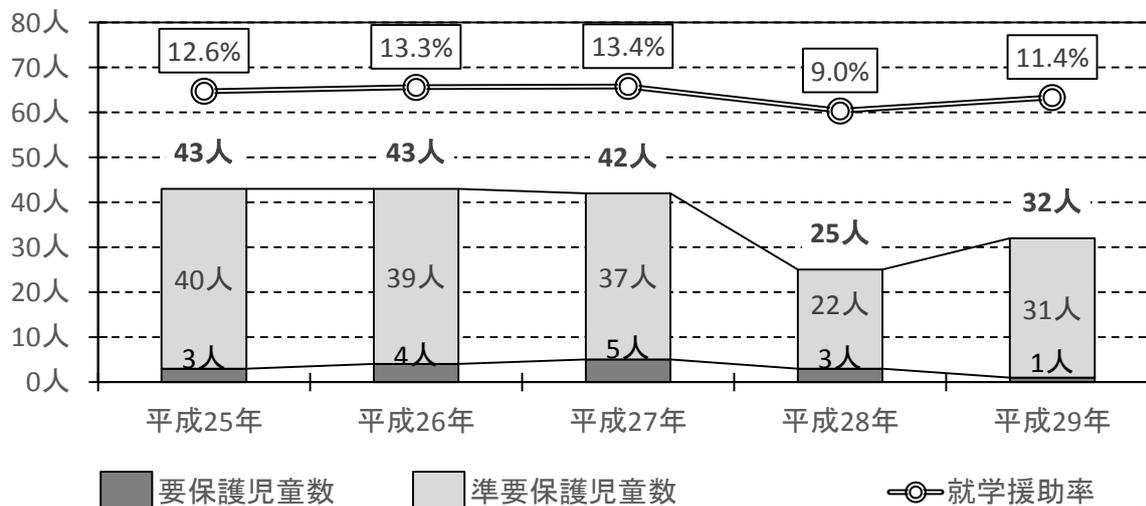


各年5月1日現在

中学校の生徒数も減少傾向にあり、平成29年には184人となっています。

### (3) 要保護・準要保護児童・生徒の状況

#### 1) 小学校における要保護・準要保護児童数の推移

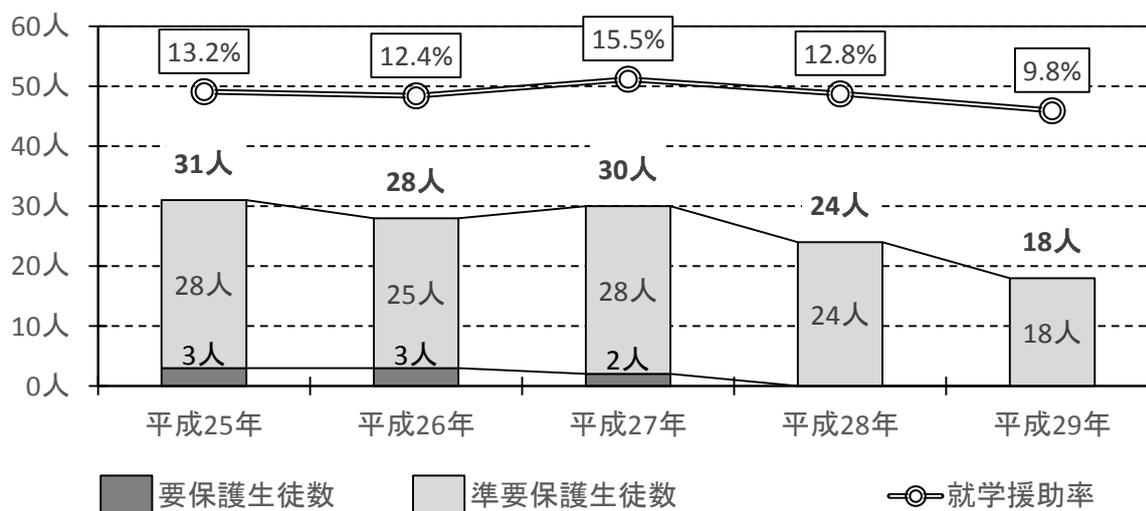


各年5月1日現在

要保護・準要保護児童数は減少傾向にあり、平成29年には32人となっています。各年、準要保護児童数の方が多く、要保護児童数は5人以下となっています。

就学援助率（全児童数に占める要保護・準要保護児童数の割合）は平成27年までやや増加していましたが、平成29年には11.4%となっています。

#### 2) 中学校における要保護・準要保護生徒数の推移



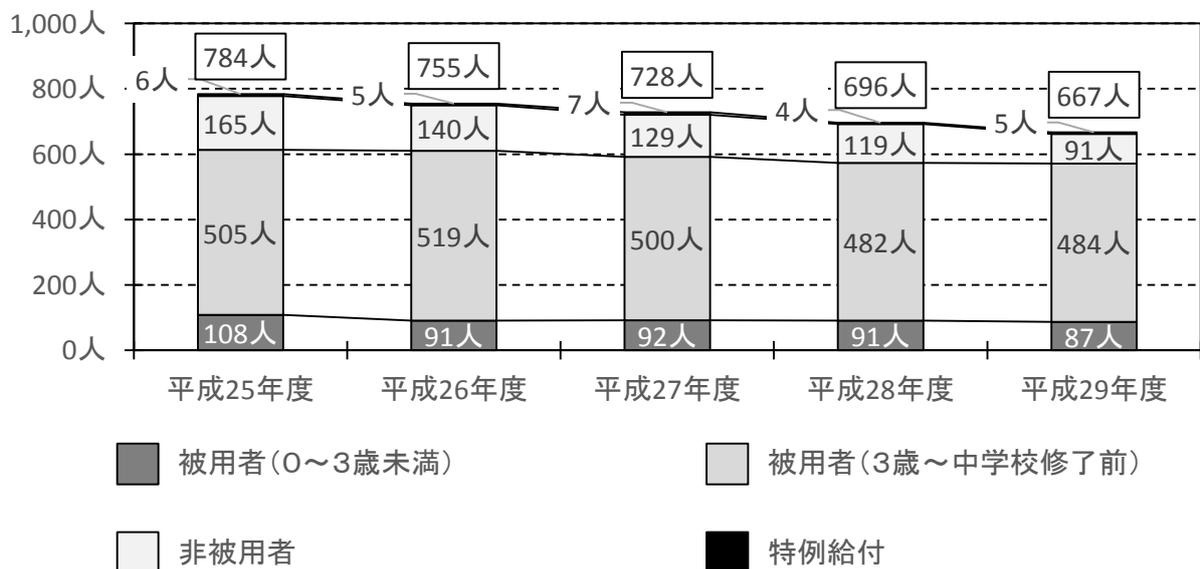
各年5月1日現在

要保護・準要保護生徒数は減少傾向にあり、平成29年には18人となっています。各年、準要保護生徒数の方が多く、平成28年以降、要保護生徒はいません。

就学援助率は平成29年にやや減少し、9.8%となっています。

## (4) 各種手当の受給状況

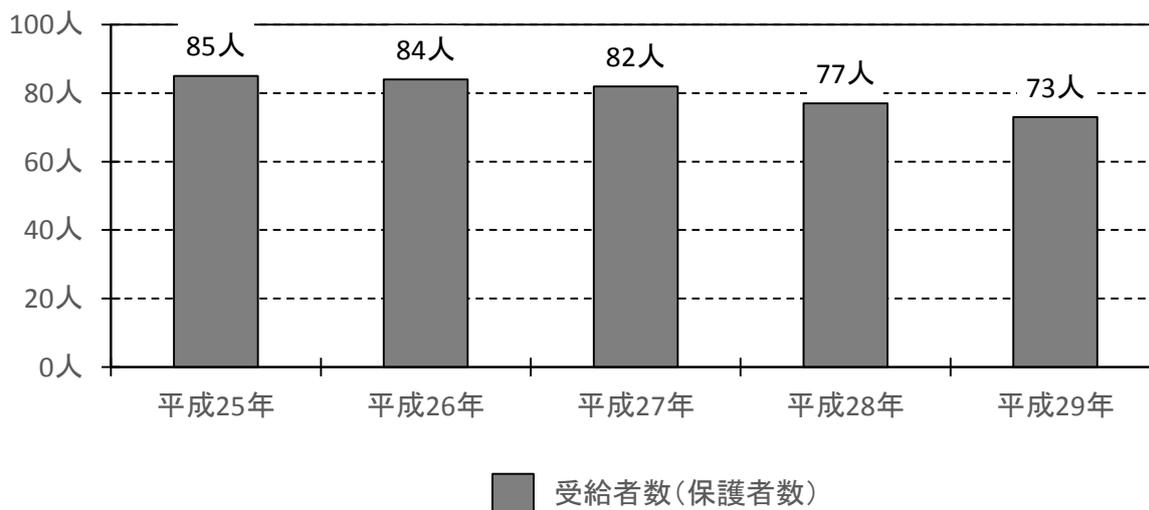
### 1) 児童手当の支給状況



各年度2月1日現在

児童手当の支給状況をみると、対象児童数は平成25年度の784人から、平成29年度は667人と減少しています。内訳をみると、特例給付は大きな変化はありませんが、非被用者は平成29年度には平成25年度から74人減少し、91人となっています。

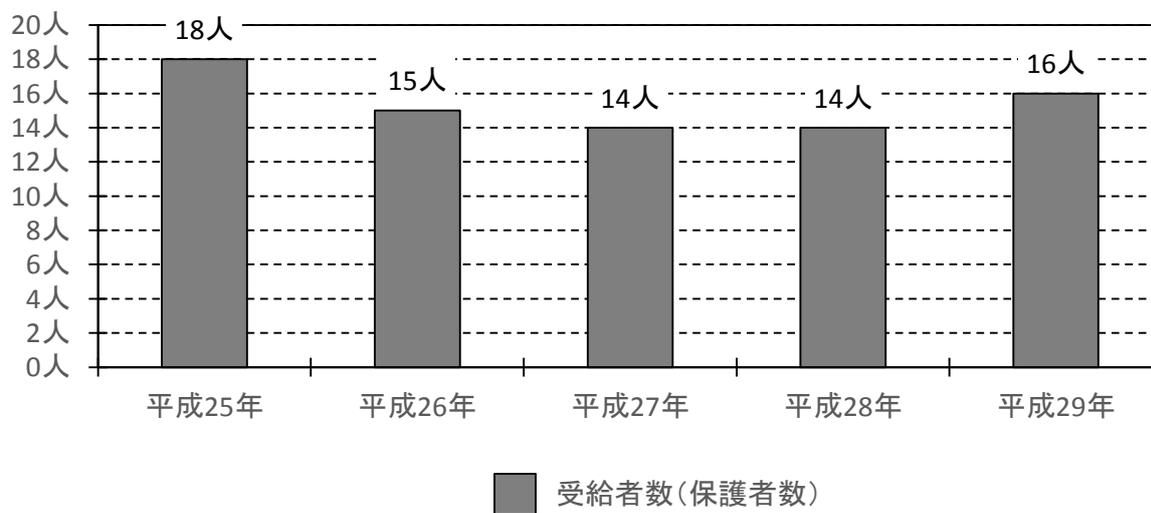
### 2) 児童扶養手当の支給状況



各年8月1日現在

児童扶養手当の受給者数は減少傾向にあり、平成29年には73人となっています。

### 3) 特別児童扶養手当の支給状況

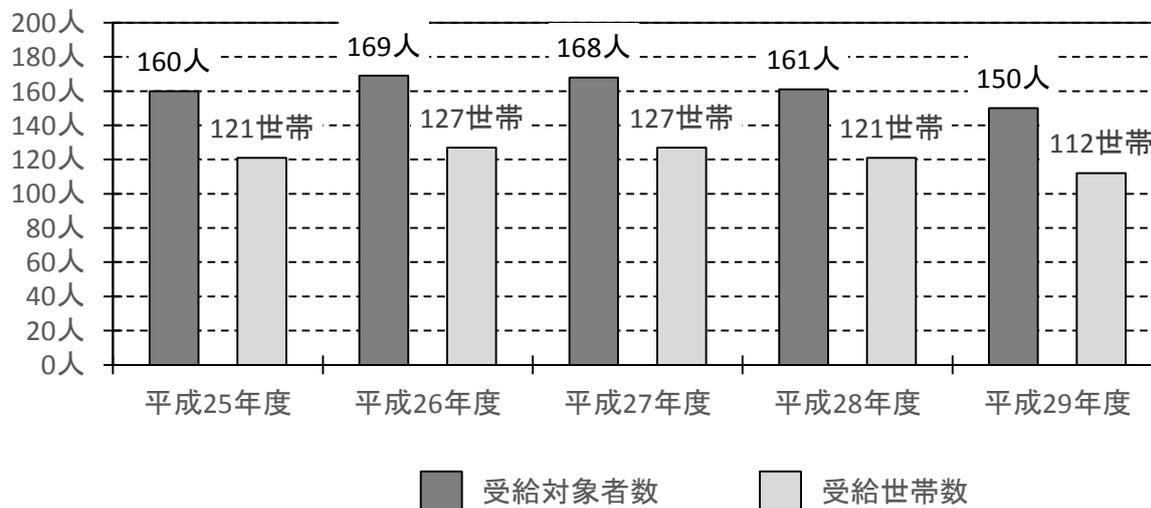


各年8月1日現在

特別児童扶養手当の受給者数は、平成27年にかけてやや減少していましたが、以降は増加し、平成29年には16人となっています。

## (5) 生活保護世帯の状況

### 1) 生活保護世帯の推移



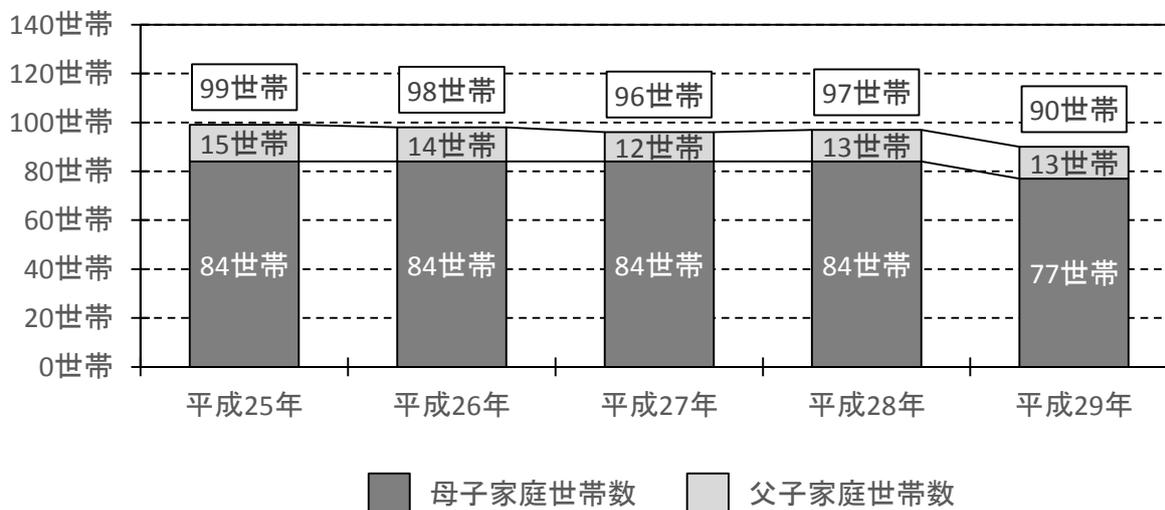
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給対象者数	160人	169人	168人	161人	150人
受給世帯数	121世帯	127世帯	127世帯	121世帯	112世帯
高齢世帯	84世帯	89世帯	90世帯	83世帯	75世帯
傷病障害世帯	18世帯	17世帯	18世帯	18世帯	16世帯
母子世帯	3世帯	3世帯	2世帯	3世帯	2世帯
その他世帯	16世帯	18世帯	17世帯	17世帯	19世帯

各年度3月末現在

生活保護の受給世帯数は平成27年度以降減少傾向にあり、平成29年度は112世帯となっています。受給対象者も減少しており、平成29年度は150人となっています。

## (6) ひとり親世帯の状況

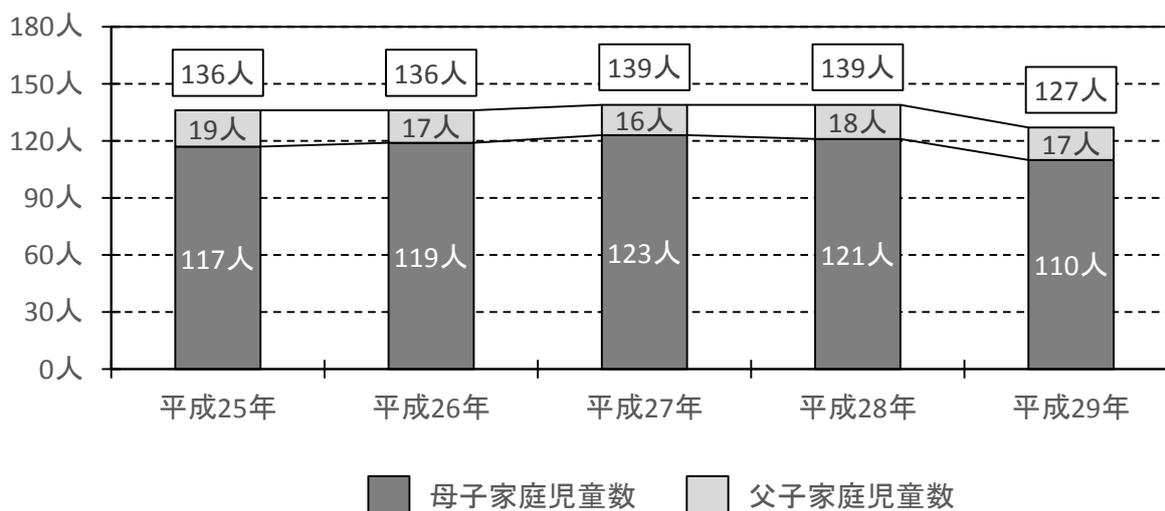
### 1) ひとり親世帯数の推移



各年8月1日現在

ひとり親世帯数はやや減少傾向にあり、平成29年は90世帯となっています。父子家庭世帯はほぼ横ばいに推移していますが、母子家庭世帯は平成29年に減少して77世帯となっています。

### 2) ひとり親世帯の児童数の推移



各年8月1日現在

ひとり親世帯の児童数は微増傾向にありましたが、平成29年に減少し、127人となっています。父子家庭の児童数はほぼ横ばいに推移していますが、母子家庭の児童数は平成29年に減少し、110人となっています。

## 2 アンケート調査結果のポイント

### (1) 調査の概要

#### 1) 調査の目的

本計画の策定に向けた基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

#### 2) 調査の実施状況

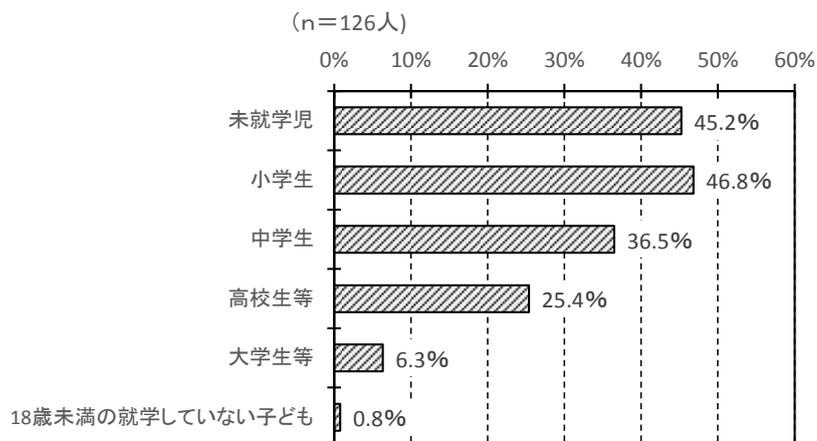
① 調査期間	平成 29 年 11 月
② 調査方法	郵送による配付・回収
③ 調査対象	18 歳未満のお子さんをお持ちの世帯 (300 世帯)

#### 3) 回収状況

発送数	回収数	回収率
300 世帯	126 票	42.0%

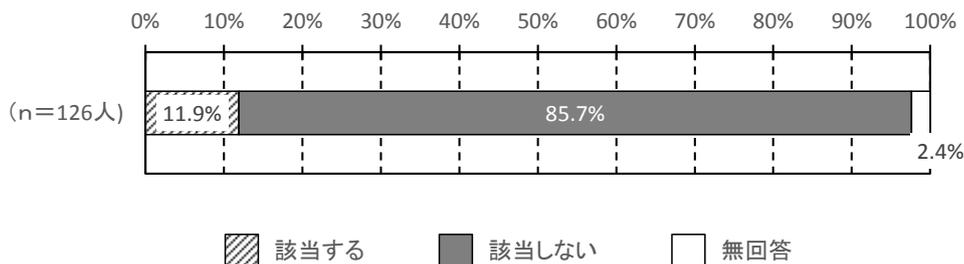
#### 4) 回答者の基本属性

##### ① 世帯の中の子どもの状況



回答のあった世帯の子どもの状況をみると、「未就学児」(45.2%)と「小学生」(46.8%)がともに4割以上を占め、高校生以上の子どもの割合は少なくなっています。

## ②ひとり親世帯の状況



回答のあった世帯の中でひとり親世帯に「該当する」としたのは、11.9%と1割程度となっています。

## ③世帯収入

	全体	貧困線の判定		ひとり親世帯		生活レベルの判定				収入の充足感	
		貧困線未満	貧困線以上	該当する	該当しない	生活レベル1	生活レベル2	生活レベル3	生活レベル4	足りている	足りていない
n	126人	17人	94人	15人	108人	14人	30人	7人	70人	43人	82人
平均	488.5万円	178.3万円	544.6万円	241.7万円	517.3万円	324.7万円	358.0万円	401.5万円	588.7万円	649.9万円	411.0万円
最大値	1100.0万円	288.0万円	1100.0万円	550.0万円	1100.0万円	540.0万円	900.0万円	900.0万円	1100.0万円	1100.0万円	940.0万円
最小値	13.0万円	13.0万円	224.0万円	13.0万円	39.0万円	140.0万円	13.0万円	39.0万円	75.0万円	216.0万円	13.0万円

	全体	暮らし向きのゆとり			暮らし向きの満足度		貧困の認識			
		苦しい	普通	ゆとりがある	満足	不満	貧困な状況にあると思う	貧困に近い状況にあると思う	貧困とは言えないが、苦しい生活状況にあると思う	貧困にはあたらないと思う
n	126人	69人	49人	7人	68人	56人	8人	11人	40人	65人
平均	488.5万円	372.6万円	630.2万円	706.7万円	590.4万円	373.6万円	256.3万円	339.5万円	382.6万円	609.8万円
最大値	1100.0万円	940.0万円	1100.0万円	800.0万円	1100.0万円	900.0万円	540.0万円	480.0万円	940.0万円	1100.0万円
最小値	13.0万円	13.0万円	75.0万円	500.0万円	13.0万円	39.0万円	166.0万円	140.0万円	13.0万円	75.0万円

回答のあった世帯の世帯収入の平均額は488.5万円となっています。

「貧困線未満」では178.3万円と全体の488.5万円よりもかなり低い額となっています。

ひとり親世帯では241.7万円とそうでない世帯の約半分の水準となっています。

生活レベルの判定別では、生活レベルが低いほど（経済的に厳しいほど）世帯収入は減少しています。

世帯年収がおおよそ400万円を下回ると、世帯収入の充足感や暮らし向きのゆとり、暮らし向きの満足度において否定的な評価となっており、貧困に対する認識も貧困とは言えないまでも生活状況が苦しいという評価となっています。

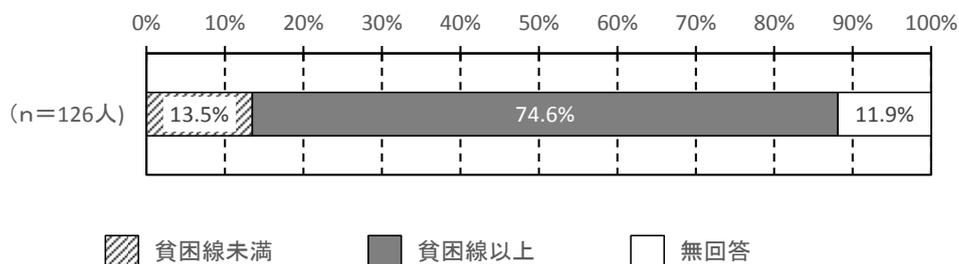
## (2) 調査結果のポイント

### 1) 回答者の特性

#### ① 国の貧困線に基づく貧困線区分の判定 (参考)

分析においては、世帯全員の1年間の手取り収入の総額(可処分所得)について、世帯人員数別に整理し、それをもとに国の「国民生活基礎調査」における貧困線にしたがって、世帯人員数別の貧困線以下の世帯を「貧困線未満」、それ以外を「貧困線以上」として集計を行っています。  
 ※国では戸別訪問による調査を行っており、郵送配付による本町の調査とは可処分所得の把握方法が異なります。

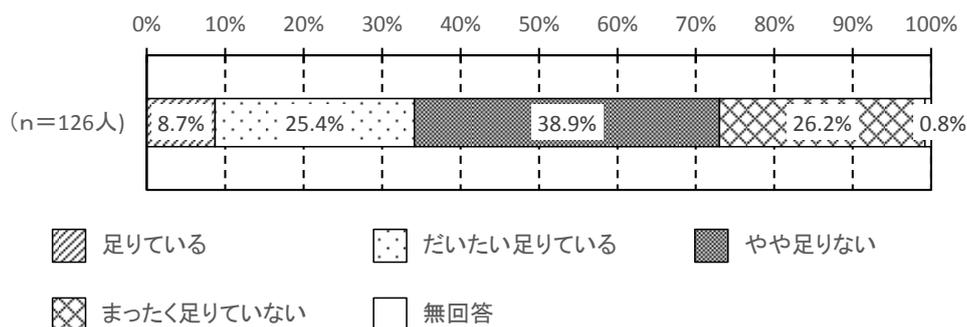
世帯人員数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上
国の貧困線	173万円	211万円	244万円	273万円	299万円	323万円	345万円	366万円



国の貧困線に基づいて、回答者の貧困線区分について整理したところ、「貧困線未満」に該当するのは13.5%となっています。

平成27年の国の「国民生活基礎調査」における子どもの貧困率は13.9%となっており、おおむね国と同様の割合となっています。

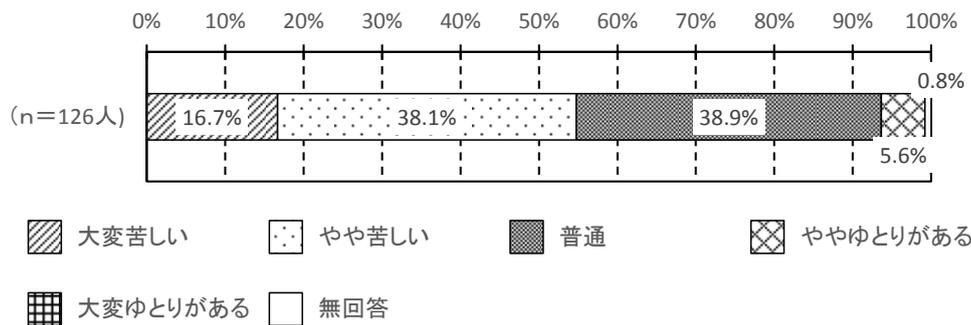
#### ② 世帯収入の充足感



世帯収入の充足感については、38.9%が「やや足りない」としており、「まったく足りない」の26.2%とあわせると、65.1%と6割以上が「足りていない」としています。

「足りている」(8.7%)、「だいたい足りている」(25.4%)をあわせた「足りている」は34.1%で、「足りていない」とする人の方が大きく上回っています。

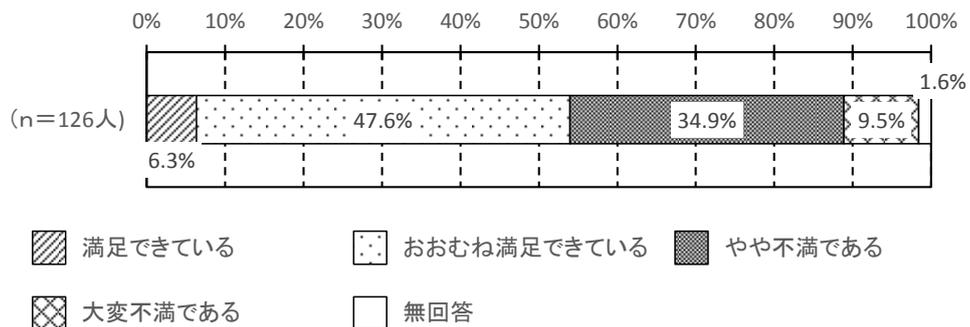
### ③暮らし向きゆとり



現在の暮らし向きのゆとりについては、38.9%が「普通」としてはいますが、「やや苦しい」も38.1%、「大変苦しい」も16.7%を占め、あわせると54.8%と半数以上が「苦しい」としてはいます。

「大変ゆとりがある」という回答はなく、「ややゆとりがある」は5.6%にとどまっています。

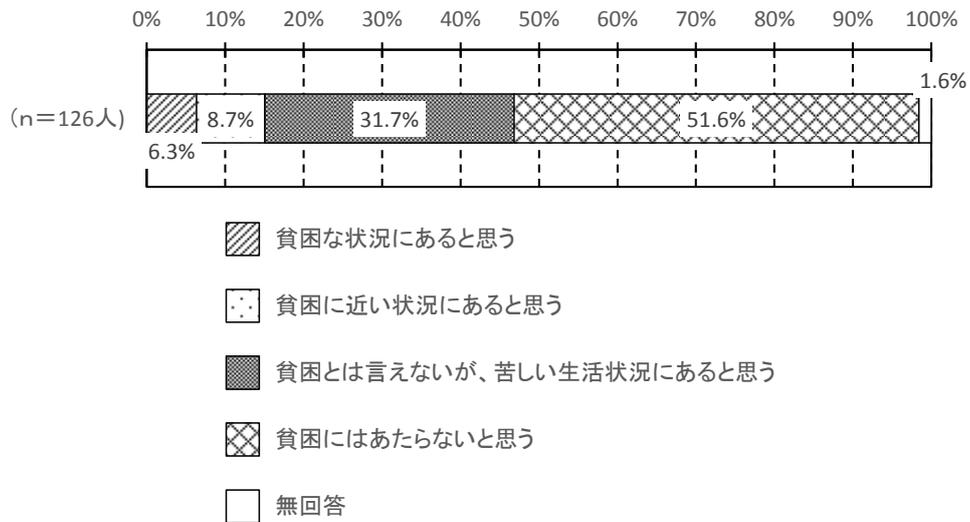
### ④暮らしの満足度



現在の暮らし向きの満足度をみると、47.6%とほぼ半数は「おおむね満足できている」としており、「満足できている」の6.3%とあわせると、54.0%が「満足」としてはいます。

「やや不満である」(34.9%)、「大変不満である」(9.5%)をあわせた「不満」も44.4%となっています。

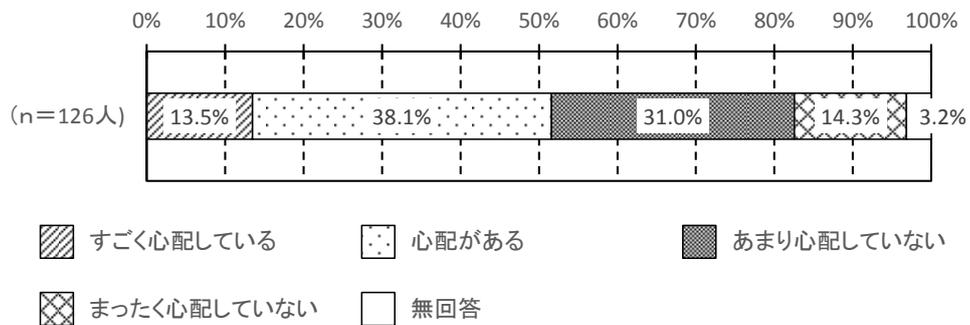
## ⑤ 貧困に対する自己評価



貧困に対する認識をみると、「貧困な状況にあると思う」は6.3%ですが、「貧困に近い状況にあると思う」も8.7%をあわせると15.1%が貧困もしくはそれに近い状況であるとしています。

国の貧困線で区分した場合、「貧困線未満」は13.5%であり、衣食住のすべてにおいて経済的に困ったことがあるとする「生活レベル1」が11.1%で、経済的に厳しい状況にあるとの人とおおむね同じ割合となっています。

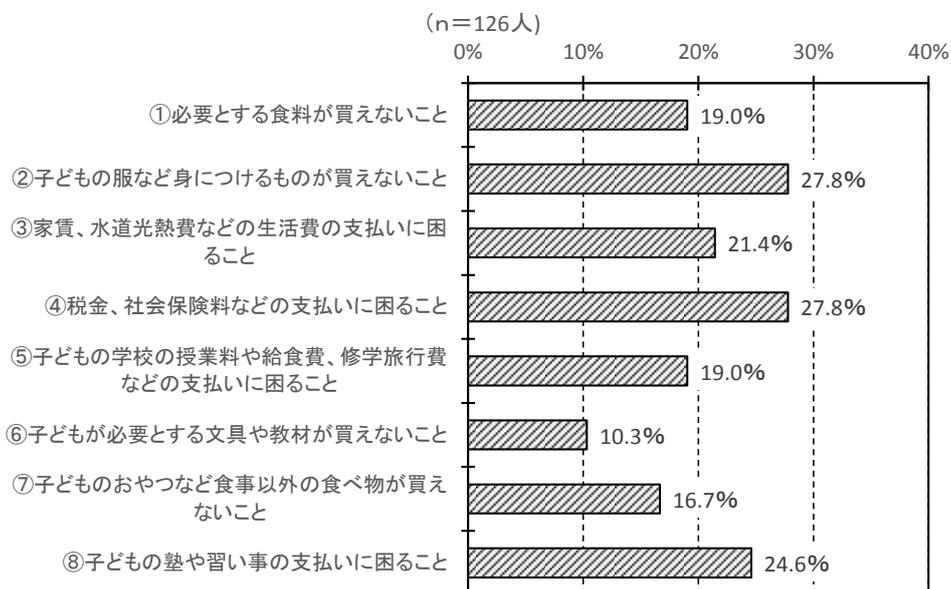
## ⑥ 貧困の連鎖に対する不安



子どもへの貧困の連鎖については、「すごく心配している」(13.5%)、「心配がある」(38.1%)をあわせると、51.6%が「心配している」としています。

## 2) 経済的状況

### ①経済的に困った経験



①～⑧の場面ごとに経済的に困った経験について、「よくあった」、「ときどきあった」という回答を困った経験があるとして整理すると、以下の場面において困った経験があるとの回答が多くなっています。

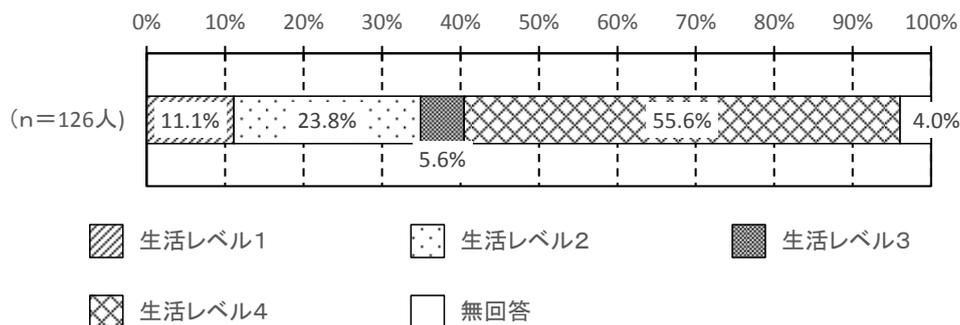
②子どもの服など身につけるものが買えないこと (27.8%)

④税金、社会保険料などの支払いに困ること (27.8%)

⑧子どもの塾や習い事の支払いに困ること (24.6%)

困った経験があるとの回答がもっとも少なかったのは、⑥子どもが必要とする文具や教材が買えないことで、10.3%となっています。

## ②生活レベルの判定



①～⑧の場面ごとに、この1年間にお金が足りなくて困ったことがあったかどうかについて、回答内容によって以下のように経済的な生活レベルを整理したところ、

生活レベル1：衣食住に関わる①②③は「よくあった」、「ときどきあった」のみに回答。

④～⑧の項目には「よくあった」「ときどきあった」「ほとんどなかった」「まったくなかった」といういずれの回答も含まれる。

生活レベル2：衣食住に関わる①②③のいずれかに「よくあった」、「ときどきあった」と回答。

④～⑧の項目には「よくあった」「ときどきあった」「ほとんどなかった」「まったくなかった」といういずれの回答も含まれる。

生活レベル3：衣食住に関わる①②③は、「ほとんどなかった」、「まったくなかった」のみに回答。

④～⑧の項目には、いずれかに「よくあった」、「ときどきあった」と回答。

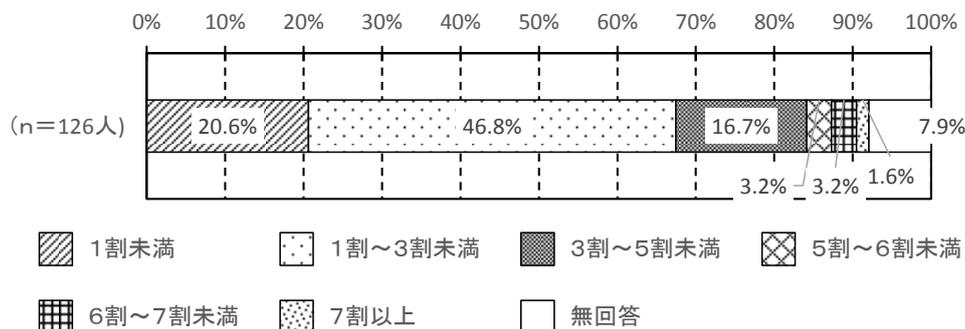
生活レベル4：①～⑧のすべての項目の回答において、「ほとんどなかった」「まったくなかった」とだけ回答。

55.6%と半数は「生活レベル4」となっています。

衣食住に関わるいずれかの項目に困った経験があるとする「生活レベル2」は23.8%、衣食住に関わるすべての項目で経済的に困ったことがあるとする「生活レベル1」は11.1%となっています。

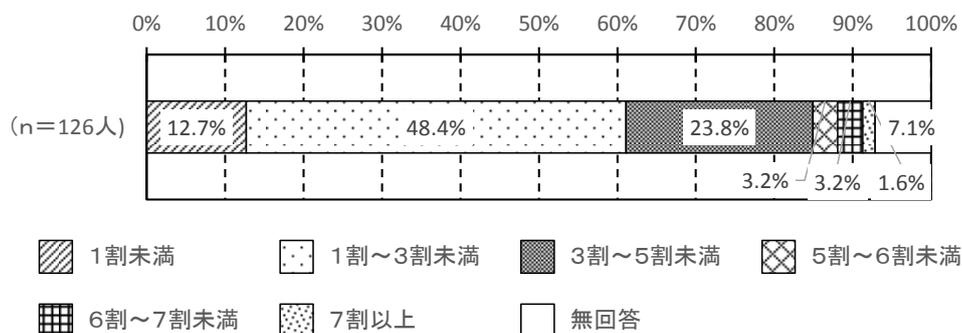
### 3) 子どもの教育や生活について

#### ①家計に占める教育費の割合



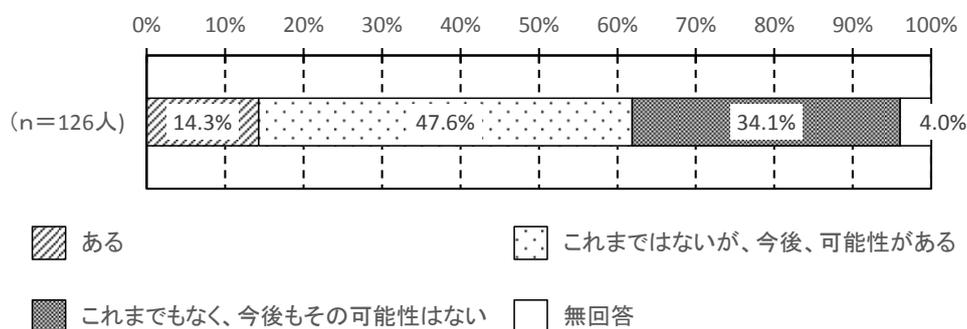
家計に占める教育費の割合をみると、「1割~3割未満」が46.8%と最も多くなっていますが、5割以上もあわせると7.9%となっています。

#### ②家計に占める子どもにかかる生活費の割合



家計に占める子どもにかかる生活費の割合をみると、「1割~3割未満」が48.4%と半数近くを占めています。5割以上もあわせると7.9%となっています。

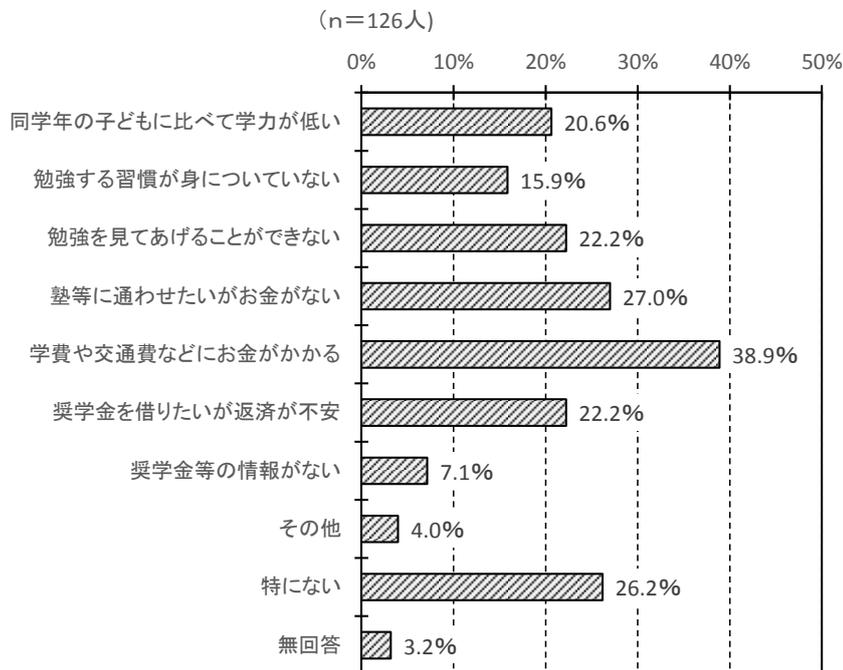
#### ③経済的理由による学業への影響



経済的な理由により、進学や就学を断念した経験について、「ある」としたのは14.3%と回答者全体の1割を超えています。「これまではないが、今後、可能性がある」という回答は47.6%で、あわせると6割以上が世帯の経済的な理由により、学業に影響があるないしは影響する可能性があるとしています。

## 4) 問題意識、施策ニーズ

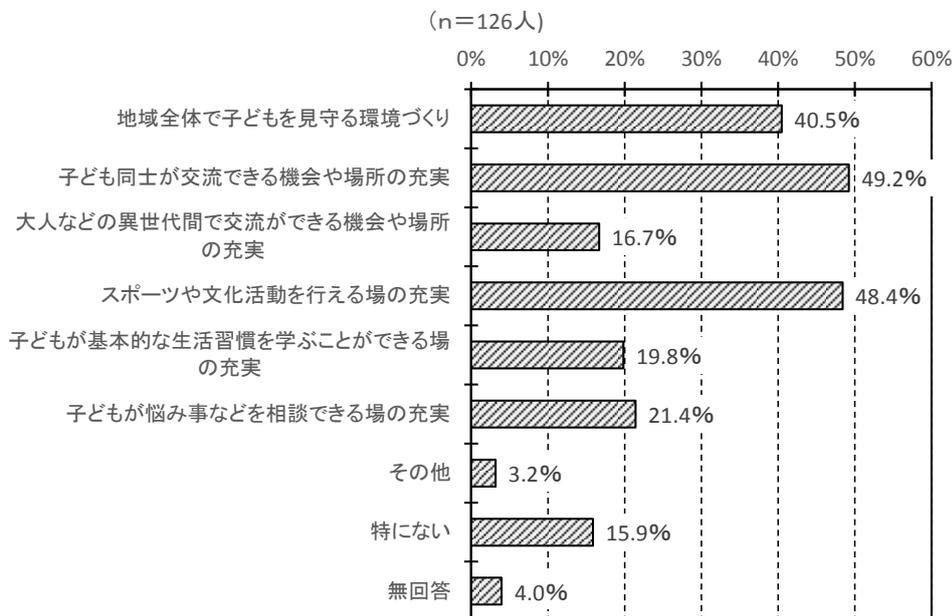
### ①教育や進学に関して心配なこと



子どもの教育や進学に関して心配なこととしては、「学費や交通費などにお金がかかる」が38.9%でもっとも多くなっています。

ついで「塾等に通わせたいがお金がない」が27.0%となっており、経済的な面を心配する回答が多くなっています。

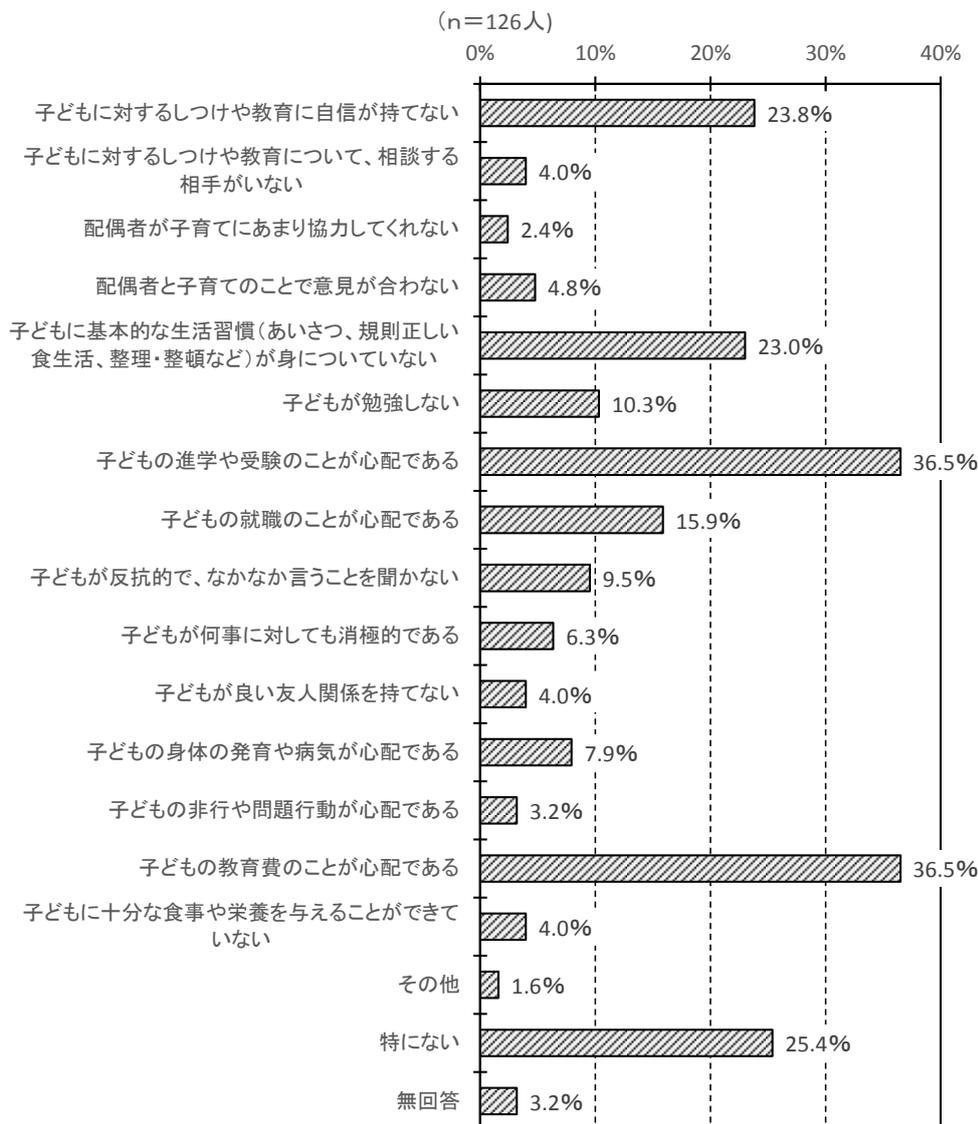
### ②放課後の子どもの居場所づくりに対する希望



子どもの居場所づくりにおいて充実してほしいこととしては、「子ども同士が交流できる機会や場所の充実」(49.2%)、「スポーツや文化活動を行える場の充実」(48.4%)への回答が多くなっています。

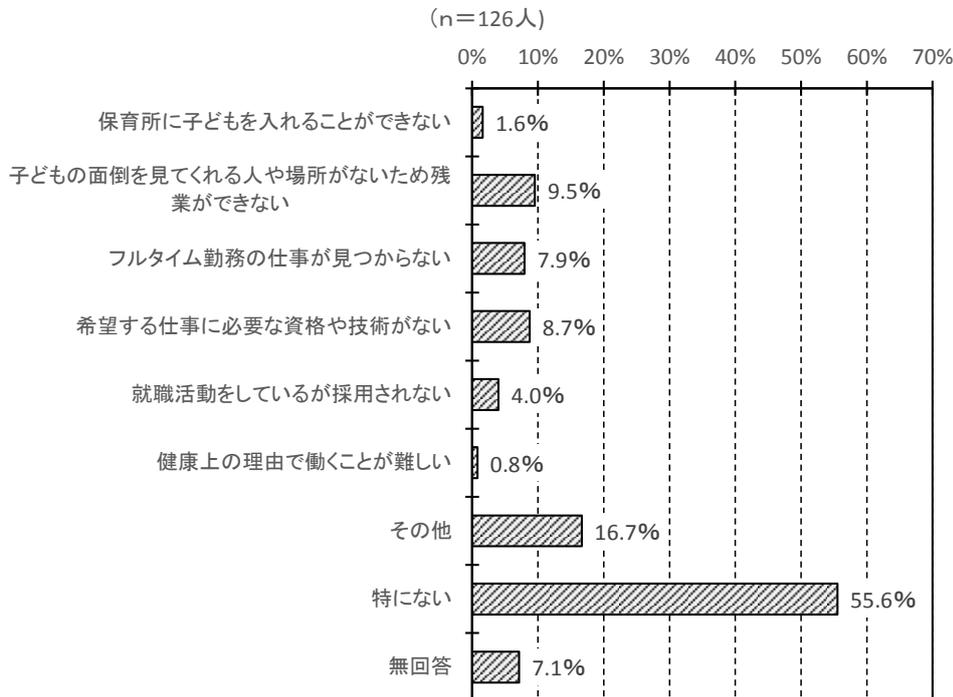
ついで「地域全体で子どもを見守る環境づくり」が40.5%となっています。

### ③子どものことで悩んでいること



子どものことで悩んでいることとしては、「子どもの進学や受験のことが心配である」と「子どもの教育費のことが心配である」がともに36.5%で多くなっており、進学のことと教育費のことへの不安が大きくなっています。

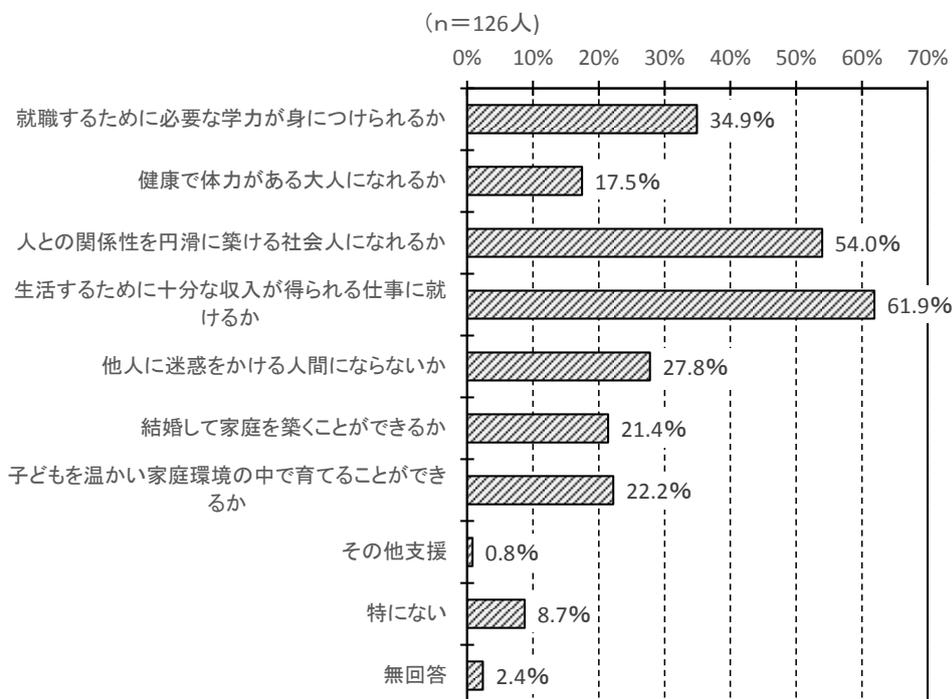
#### ④保護者が就労に関して困っていること



保護者が就労に関して困っていることについては、55.6%と半数以上が「特にない」としています。

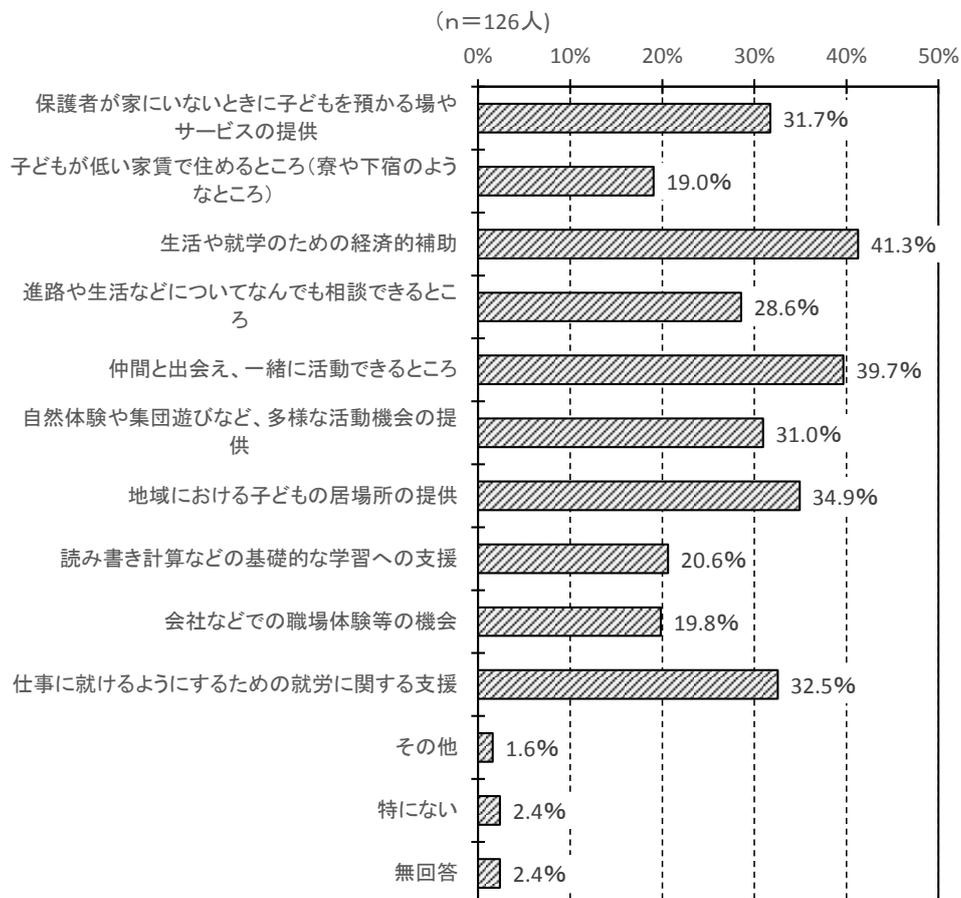
困っていることについても、「その他」が16.7%となっていますが、ほかに1割を超える回答があるものはありませんでした。

#### ⑤子どもの成長において心配なこと



子どもが大人になるまでに心配なこととしては、「生活するために十分な収入が得られる仕事に就けるか」が61.9%でもっとも多く、ついで「人との関係性を円滑に築ける社会人になれるか」が54.0%となっています。

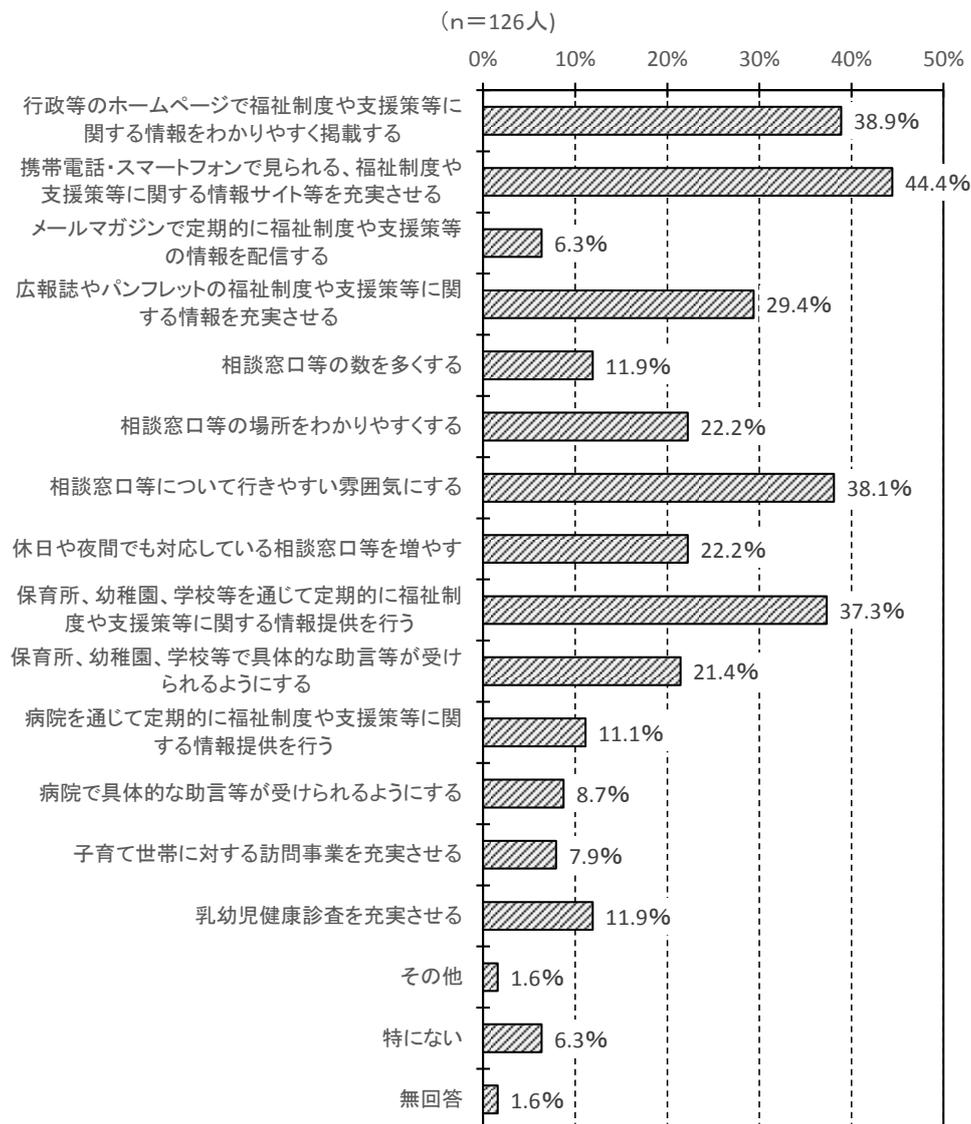
## ⑥子どものために必要と思う支援



子どものために必要と思われる支援については、「生活や就学のための経済的補助」が41.3%、「仲間と出会い、一緒に活動できる場所」が39.7%と、経済的な支援と交流や仲間づくりを必要とする回答が多くなっています。

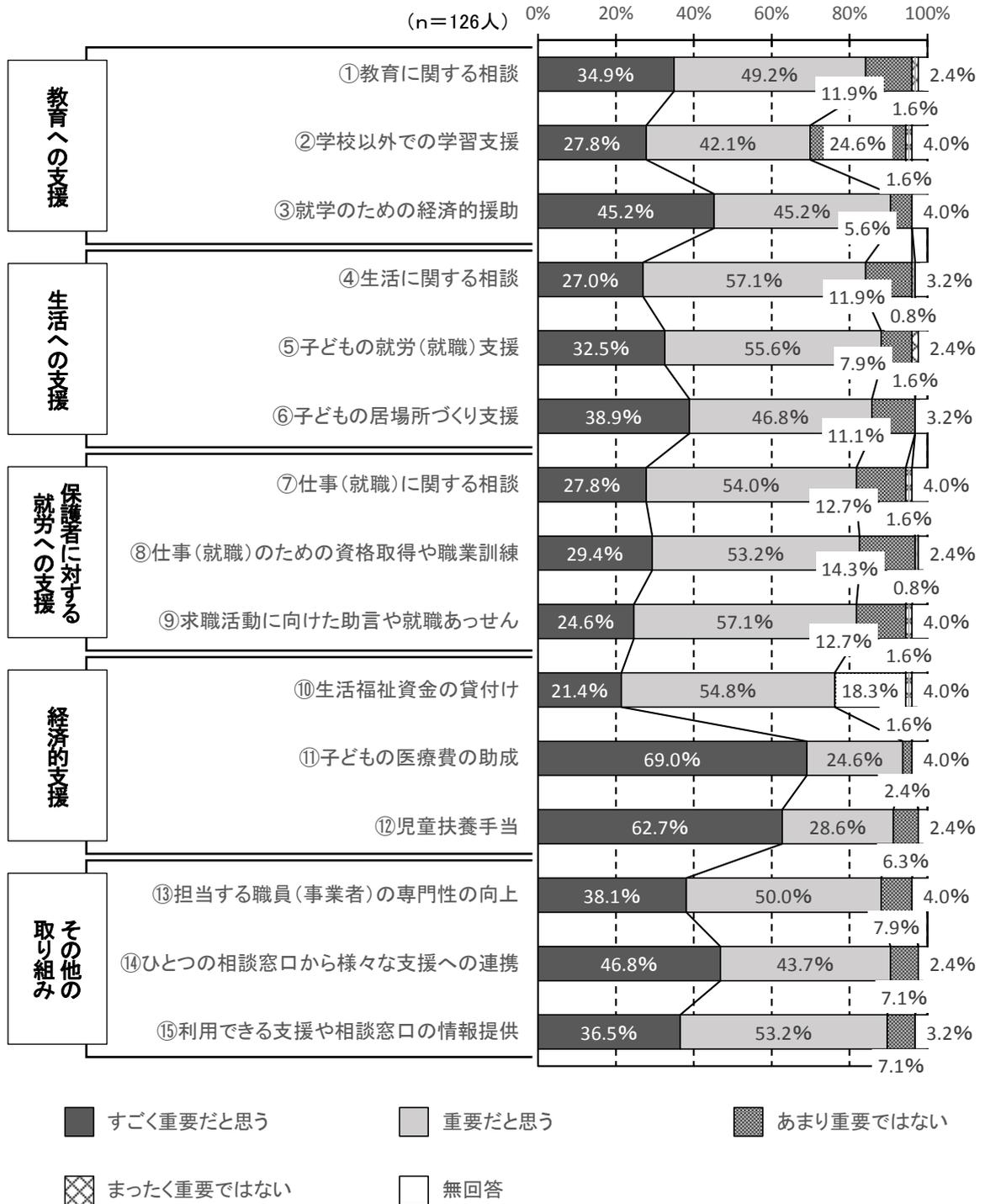
ついで「地域における子どもの居場所の提供」(34.9%)、「仕事に就けるようにするための就労に関する支援」(32.5%)、「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」(31.7%)、「自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供」(31.0%)などへの回答が3割を超えています。

## ⑦子どもが必要な支援を受けるために必要なこと



子どもが必要な支援を受けるために必要なことについては、「携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」が44.4%でもっとも多く、ついで「行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する」が38.9%、「相談窓口等について行きやすい雰囲気にする」が38.1%、「保育所、幼稚園、学校等を通じて定期的に福祉制度や支援策等に関する情報提供を行う」が37.3%となっています。

## ⑧支援事業に対する重要性の詳細



支援事業に対して「すごく重要である」という回答をみると、「⑪子どもの医療費の助成」(69.0%)、「⑫児童扶養手当」(62.7%)では6割を超え、特に重要度が高くなっています。

### 3 ヒアリング調査結果のポイント

#### (1) 調査の概要

##### 1) 調査の目的

本計画の策定に向けた基礎資料とするため、関係者に対する聞き取り調査を実施しました。

##### 2) 調査の実施状況

① 調査期間	平成29年12月19日
② 調査方法	聞き取り調査
③ 調査対象	五城目町子どもの貧困に関する整備計画策定委員

#### (2) 調査結果のポイント

##### 1) 五城目町における子どもたちへの支援活動の状況

- ☆貧困対策ということで活動しているものはない。
- ☆日々の生活や、様々な活動などの接点から子どもたちに接しており、それぞれの機関が問題に気づいた時には関係機関へとつないでいる。

##### 2) 何らかの問題を抱えている子どもたちの状況

- ☆問題を抱えている子どもは、親が何らかの問題を抱えていることが考えられる。
- ☆地域との関わりが薄い家庭や、子どもの養育や教育にかかる費用を計画的に準備できない家庭、家族の人間関係が不安定な家庭などの子どもが問題を抱えていることが多いように思われる。

##### 3) 今後の取り組みにおける課題

- ☆子どもたちの置かれた状況を的確に把握していくことが難しい。
- ☆親が子どもにどう関わるかが重要であるが、親に対して効果的にアプローチすることが難しい。
- ☆各家庭が抱えている問題は多様であり、個々のケースに適した柔軟な支援が必要と思われる。

##### 4) 子どもたちの健全育成にとって大切なこと

- ☆親が子どもにしっかりと関わっていくことが大切である。
- ☆子どもたちを取り巻く地域の大人が子どもや子育て家庭を支えていくことが重要と思われる。
- ☆子どもたちが自ら自分の望む未来を切り拓いていくためには、家庭の経済状況に関わらず、学びたいことを学ぶことができる学習支援等のしくみづくりが重要になると思われる。

## 第 3 章

# 計画の基本的な方向性



# 1 基本的な考え方

## (1) 基本理念

「五城目町総合発展計画」では、保健・医療・福祉分野における施策大綱として「元気と安心で幸せを実感できるまちへ」を掲げており、子育て支援や児童福祉、地域福祉に関しては、以下の方向性のもとに各種の施策を展開してきました。

### ■ 「五城目町総合発展計画」における子育て支援・児童福祉施策の方向性

子どもを安心して生み育てられるよう、多様な要望や課題について、関係機関が連携を図り、保育、子育てに対する相談体制や情報提供、親同士の交流拡大など、子育て支援の充実とともに、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを推進します。

また、ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進を図るため、支援制度の周知や相談・指導などの充実に努めます。

#### <子育て支援・児童福祉施策の目指す姿>

地域で子どもたちの成長を見守り、子どもや子育て家庭を支援するなど、安心して子どもを生み育てる地域づくり、支援が広がっています。

子育ての出発点である家庭において親子がともに成長しながら、子育てに対する喜びを実感することができるよう、地域ぐるみで子どもを育てる意識の醸成、親も子ども安心して生活できるまちづくりを目指します。

### ■ 「五城目町総合発展計画」における地域福祉施策の方向性

誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、福祉教育、啓発・広報活動等を通じて福祉意識の醸成に努めるとともに、町民、行政、サービス事業者、関係機関が互いに連携して地域での子育て支援、高齢者への声かけ、除雪、災害時の要援護者支援など、身近な生活課題や福祉課題を互いに助け合い、解消するとともに、支援につなげるためのネットワークの構築やボランティアなど担い手の確保・育成を推進します。

#### <地域福祉施策の目指す姿>

多くの町民が地域でともに支え合う意識を持ち、地域福祉活動に取り組み、地域やボランティアなどが連携した体制が整備されています。

社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、ボランティア団体など各種団体との連携を強化するとともに、地域も交えた地域福祉の向上に努め、すべての町民が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる環境づくりを目指します。

## ■ 子育て支援や児童福祉、地域福祉施策における主な取り組み

### ○総合的な子育て支援の充実

各種の施策を展開し、地域の実情や時代に即応できる施策を推進します。

### ○相談体制の充実

育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう、相談・援助体制として、地域子育て支援センターの充実を図ります。

### ○要保護児童等への対応の推進

関係機関・団体との連携のもと、児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障害児施策の充実など、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

### ○福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施など町民の福祉意識の高揚に努めます。

### ○社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。特に、福祉ボランティアやNPO（民間非営利団体）の育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。

本計画は本町におけるこれまでの取り組みを踏まえるとともに、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、県の「秋田県子どもの貧困対策推進計画」と整合性を図りながら、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していくことができるように支援していくための計画ともなります。

本計画の制度的な背景の一つとなっている「子供の貧困対策に関する大綱」では、

“全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、  
子供の貧困対策を総合的に推進する”

ことが目的・理念とされています。

秋田県においては、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、平成28年3月に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」（平成28年度～平成32年度）を策定し、

手を伸ばせばすぐ届くところに、  
いつでも、子どもたちを見守る目と支えようとする人の輪（和）があり、  
すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現  
を目指しています。

本町の総合発展計画における取り組みの方向性や、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の目的である“子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもがすこやかに育成される環境を整備する”という考えなどを踏まえ、子どもを中心に、子どもの貧困は個人の責任にのみ任せるのではなく、地域社会全体で支援していくという方向性を明確に示すものとして、本計画の基本理念は以下の通りとします。

すべての子どもが夢と希望を持って成長できるまち

## (2) 計画において目指していく方向性

子育てをしている家庭が抱えている問題や課題は様々で一様ではありません。

本町においては、アンケート調査やヒアリング調査から、貧困に限定せずに幅広く問題を抱えている子どもたちをいち早く把握し、関係する機関へと適切につないでいくことや、問題を抱えている子どもの保護者に対する意識啓発、学ぶ意欲のある子どもたちを対象にした学習支援活動の重要性などが課題や方向性として浮かび上がってきています。

そのため、潜在化している課題をいち早く把握し、効果的な支援へとつなぐため、保育園や幼稚園、学校など、子どもたちやその家庭とのあらゆる接点を通じて一人ひとりの子どもたちや家庭に寄り添い、支援が必要な子どもや家庭の把握と、それぞれの対象者に適した支援が可能な体制の構築を目指していきます。

子育て家庭の抱える様々な課題に対応して、適切な支援を行っていくためには、地域の多様な関係者や関係機関が緊密に連携を図り、現状や課題を共有し、それぞれの対象者にあった支援へと円滑につないでいくことができることが重要となるため、まずは庁内の関係課の間の連携の強化から始め、徐々に連携の輪を拡大していき、地域全体で子どもたちの成長と未来が豊かなものとなるように支えていくことができるようにしていきます。

そして、町は様々な関係者間の連携が円滑なものとなるように、関係者間の中心にたつて、支援を必要とする人に最適な支援が提供されるようにつないでいく役割を果たしていきます。

また、町は地域の支え合いのネットワークのつなぎ役として中心的な役割を果たすだけでなく、町でしか実施できない支援事業を提供し、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されずに夢に向かって前向きに取り組んでいくことができるように必要な取り組みを行っていきます。

必要とされる支援は、時代や地域、子どもたちやその家庭の状況により異なるため、定期的にその時々の課題を検証し、必要とされる支援が提供されるように、本計画の内容や事業メニューを柔軟に見直すことができる計画の進行管理体制を整えていきます。

- ☆地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支えていく体制の構築
- ☆関係者間の連携のつなぎ役として五城目町が中心的な役割を果たす
- ☆多様な課題に柔軟に対応できる計画の進行管理体制を構築

### (3) 基本目標

秋田県においては、経済的に厳しい状況にある子どもとその家庭に対する支援として、以下の4項目の柱に沿って取り組みを推進しています。

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 保護者に対する就労の支援
- (4) 経済的支援

本町においても、秋田県の事業の窓口として取り組んでいる事業もあり、県の計画との整合性を図りながら計画を推進していきますが、本計画においては、特に以下の3項目について重点的に取り組んでいきます。

#### 基本目標1：教育の支援

すべての子どもたちが家庭の経済状況に左右されることなく、夢と希望を持って成長していくためには、すべての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することが必要です。

将来、子どもたちが希望に添った進学を行い、多様な職業の選択ができるようになり、能力や可能性を最大限に生かせるように、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、学習環境の整備や教育費の負担軽減など総合的な対策をすすめます。

#### 基本目標2：生活の支援

経済的に厳しい状況にある子どもやその家庭が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることがないように各種の相談支援の充実を図るとともに、子どもたちが健康ですこやかに成長できるように支援を行っていきます。

#### 基本目標3：経済的支援

経済的に厳しい状況にある子どもやその家庭にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要なものです。

各種手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進し、経済的支援を必要とする人たちに適切な支援が行われるようにしていきます。

保護者に対する就労の支援については、秋田県の事業と連携しながら取り組むものとし、また、様々な支援が効果的に支援を必要としている人に提供できるように、地域全体で支えていく体制の構築を図ります。

## 2 施策の体系

### 基本理念

すべての子どもが夢と希望を持って成長できるまち

### 基本目標

#### 基本目標1：教育の支援

- (1) 学校をプラットフォームとした総合的な支援
- (2) 就学支援の推進

#### 基本目標2：生活の支援

- (1) 保護者の生活支援
- (2) 子どもの生活支援
- (3) その他の生活支援

#### 基本目標3：経済的支援

# 第 4 章

## 施策の展開



# 基本目標 1 : 教育の支援

## (1) 学校をプラットフォームとした総合的な支援

### ① スクールカウンセラー配置

#### o事業内容

教育支援等を必要とする児童生徒等に対して適切な支援ができるよう、スクールカウンセラーを配置する事業です。

#### o所管課/関係課

学校教育課/秋田県中央教育事務所

#### o今後の方向性

##### 【新規事業】

本計画中に新たに実施していく事業となります。

### ② 広域カウンセラー、SSWの活用

#### o事業内容

教育支援等を必要とする児童生徒等に対して適切な支援ができるよう広域カウンセラーを配置する事業です。

#### o所管課/関係課

学校教育課/秋田県中央教育事務所

#### o今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

県の事業のため、県と連携・調整を行いながら取り組んでいきます。

### ③ すこやか電話の設置による相談受付

#### o事業内容

電話でいじめや悩みの相談を受け付けています。

#### o所管課/関係課

学校教育課

#### o今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

これまでほとんど利用実績がないため、事業の周知や、利用しやすい環境の整備をすすめ、利用者のニーズにあった運用を行います。

## (2) 就学支援の推進

### ① 要保護・準要保護児童生徒の援助

#### o事業内容

児童生徒が明るい学校生活をおくれるよう、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行っています。

#### o所管課／関係課

学校教育課

#### o今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

これまでおおむね予定通りに事業を行うことができています。

平成30年度分からは、新入学用品費の支給時期を変更し、前倒しで3月上旬までに支給し、入学準備で経済的に困窮する時期に援助ができるように内容の見直しを行いました。

また、就学援助についての周知が不足していると思われることから、ホームページ等を活用して事業の周知を図っていきます。

また、新入学用品費の前倒し支給については新たな試みであることから、今後の状況をみながら、申請書の配付・受付時期・支給時期について検討を行っていきます。

### ② 特別支援学級児童生徒の援助

#### o事業内容

特別支援学級の保護者の経済的負担を軽減するために、特別支援学級の児童生徒の保護者に対して補助を行っています。

学用品費・修学旅行費・給食費等を補助しています。

#### o所管課／関係課

学校教育課

#### o今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

これまでおおむね予定通りに事業を行うことができています。

いまのところ事業の実施に際して問題はありますが、今後も引き続き、事業を継続するとともに、利用者のニーズにあった運用を検討していきます。

### ③ 育英資金貸付事業（対象：高校生）

#### ○事業内容

町内在住の高校生を対象として、五城目町の教育振興のための教育資金の貸付を行っています。

#### ○所管課／関係課

学校教育課

#### ○今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

これまでおおむね予定通りに事業を行うことができています。（平成 29 年度は3名へ貸付中）

貸付事業の対象が高校生であるため、進学予定の中学3年生に対しても事業の周知を行い、進学にあわせて、必要に応じて本事業を活用してもらうようにしていきます。

また、県の奨学金事業も始まっており、県の事業と連携した取り組みを行っています。

### ④ 学習支援事業（中学3年生）

#### ○事業内容

高校受験に向けて、基礎学力や学習習慣を身につけてもらうため、中学3年生を対象に、学習支援員が自宅に訪問して学習を支援しています。

#### ○所管課／関係課

学校教育課／秋田県中央福祉事務所

#### ○今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

平成 29 年度は2名が利用しています。

利用対象となる生徒が限られているため、一律に事業の周知などを行うことができず、効果的な周知や運用が課題となっています。

利用できる生徒に対して的確に事業の周知を行うとともに、利用者のニーズにあった運用をすすめていきます。

## 基本目標 2 : 生活の支援

### (1) 保護者の生活支援

#### ① すこやか子育て支援事業（保育料助成）

##### ○事業内容

一定の所得制限の下で、第1子から保育料を助成するものです。

##### ○所管課／関係課

健康福祉課

##### ○今後の方向性

###### 【内容（規模）を拡大して継続】

これまでおおむね予定通りに事業を行うことができています。

保護者の経済的負担の軽減につながっていると思われませんが、基準日の設定により、対象とならない世帯がいるため不公平感を持たれている部分もあります。所得制限の緩和により対象者が増えることとなりますが、依然として不公平感があります。

基準日等の設定は事業の規定によるため、事業のしくみの周知を図り、理解を得られるようにするとともに、今後も利用者のニーズの把握に努め、より多くの人に利用しやすい運用を心がけていきます。

#### ② 生活福祉資金貸付事業（社会福祉協議会）

##### ○事業内容

低所得者、障害者及び高齢者に対し資金の貸付と必要な相談支援を行っています。

##### ○所管課／関係課

健康福祉課／社会福祉協議会

##### ○今後の方向性

###### 【これまで通りに継続】

これまでほとんど利用実績がない状況にあります。

今後も事業の周知、利用者ニーズの把握に努め、より利用しやすい事業となるように連携を図りながら実施していきます。

### ③ 地域子育て支援拠点事業

#### ○事業内容

主に乳幼児を持つ親と子どもが気軽に利用し、交流や育児相談ができる場を提供しています。

#### ○所管課／関係課

健康福祉課／もりやまこども園

#### ○今後の方向性

##### 【内容（規模）を拡大して継続】

これまでおおむね予定通りに事業を行うことができています。

施設を増設し、開設時間を長くしたことにより、利用者が増えていますが、年度途中でのリニューアル開設であったため、周知が不足していた面もありました。

今後も、子育てについての相談、情報提供を行い、子育てサークルとの連携も図り、より充実した内容で実施していきます。

### ④ 一時預かり事業

#### ○事業内容

不定期の勤務の方や私的な理由で一時的な保育を希望する場合に、一時的に保育施設で子どもを預かっています。

#### ○所管課／関係課

健康福祉課／もりやまこども園

#### ○今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

これまでおおむね予定通りに事業を行うことができています。

働き方の多様化により保護者のニーズが増加してきています。

今後も利用者ニーズの把握に努め、より利用しやすい事業となるように検討をすすめていきます。

## ⑤ 延長保育事業

### o事業内容

保護者の就労時間等に応じて、30分の延長保育を実施しています。

### o所管課／関係課

健康福祉課／もりやまこども園

### o今後の方向性

#### 【これまで通りに継続】

これまでおおむね予定通りに事業を行うことができています。

多様な働き方のニーズに対応できていると思われませんが、時間延長の要望など、今後も利用者のニーズの把握に努め、より利用しやすい事業となるように検討をすすめていきます。

## (2) 子どもの生活支援

### ① 放課後児童健全育成事業

#### o事業内容

保護者が仕事等により、日中家庭にいない小学校低学年児童を対象に、遊びを主として家庭的な雰囲気の中で保護及び育成指導を行っています。

要・準要保護世帯の児童、第3子以降の児童の利用料は無料となっており、同一世帯で2人利用する世帯である場合は、どちらか一方の利用料を半額としています。

#### o所管課／関係課

学校教育課

#### o今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

これまでおおむね予定通りに事業を行うことができています。

安全で安心して預けられることから、利用者が増加しています。

利用する児童の増加にともない、従来の支援体制や支援内容を検討する必要があります。

保護者のニーズに応えられるように要望を把握し、支援員等と協議しながら内容の見直しを検討していきます。

### ② 放課後児童学習支援事業

#### o事業内容

小学校高学年児童の放課後の安全な居場所確保と学習支援のため、「わかすぎくらぶ」に学習支援員を配置し、学習支援を行っています。

#### o所管課／関係課

学校教育課

#### o今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

放課後の児童の居場所の確保につながっており、これまでおおむね予定通りに事業を行うことができています。

利用時間の延長やすすむしクラブ等との連携の強化が課題と考えられ、今後は利用料の見直しや利用時間の延長、柔軟な運営ができるように民間への委託などを検討していきます。

## (3) その他の生活支援

### ① 食育推進事業

#### o事業内容

各学校において、健全な食生活を実践するための力を育む取り組みを行っています。

#### o所管課／関係課

農林振興課／健康福祉課、学校教育課

#### o今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

これまでおおむね予定通りに事業を行うことができています。

食への関心が深まっており、地元食材の活用、農業体験などを通して、食育を推進しています。

今後も食の大切さ、地域との連携の必要性を広めていきます。

### ② 妊娠・出産への健康づくり支援事業

#### o事業内容

妊娠の届出にきた時に、母子手帳の交付、妊婦健診受信票の交付、エンゼルタクシー券の交付、予防接種予診票の交付を行っています。

#### o所管課／関係課

健康福祉課

#### o今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

これまでおおむね予定通りに事業を行うことができています。

産前産後の母子の健康の維持増進と異常の早期発見・早期治療に役立っていると思われませんが、妊婦健診の受診票、エンゼルタクシー券については、状況により使用しない場合も見受けられます。

今後も利用者のニーズの把握に努め、より利用しやすい事業となるように検討をすすめていきます。

### ③ 赤ちゃん訪問

#### ○事業内容

生後2カ月頃に保健師または助産師が訪問し、発育・発達の確認と育児相談を行っています。

#### ○所管課／関係課

健康福祉課

#### ○今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

これまでおおむね予定通りに事業を行うことができています。

訪問することにより、育児環境、発達障害などの確認ができていますが、母親が希望しない場合や里帰り出産により訪問できない場合は状況の確認を行うことができないこともあります。

今後は訪問回数を状況に応じて増やすことも検討し、確実に家庭の状況を把握できるようにしていきます。

### ④ 乳幼児健康診査

#### ○事業内容

各節目年齢期における発育発達の検査・確認により病気や障害等の早期発見と支援を行っています。

#### ○所管課／関係課

健康福祉課

#### ○今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

これまでおおむね予定通りに事業を行うことができています。

育児全般に関する相談に対応しながら保健指導を行っています。健診の日程が合わなく受診できない場合もあります。

健診日程を早期にお知らせするなど、未受診にならないよう取り組んでいきます。

## 基本目標 3 : 経済的支援

### ① 福祉医療費支給事業（マル福）

#### o事業内容

乳幼児及び小中学生を対象に医療費の助成を行っています。

#### o所管課／関係課

健康福祉課

#### o今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

これまでおおむね予定通りに事業を行うことができています。

子育て世代の経済的負担の軽減を図ることができていると思われませんが、対象範囲の拡充などの要望もあり、今後も利用者のニーズの把握に努め、より利用しやすい事業となるように検討をすすめていきます。

### ② 母子父子寡婦福祉資金の貸付事業

#### o事業内容

母子父子寡婦家庭に対して、修学資金や就職支度資金の貸付を行っています。

#### o所管課／関係課

健康福祉課／秋田県中央福祉事務所

#### o今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

これまでの利用実績は少ない状況であるが、一時的な費用負担に対応できていると思われま

す。  
今後も事業の周知、利用者ニーズの把握に努め、より利用しやすい事業となるように連携を図りながら実施していきます。

### ③ 児童扶養手当の支給

#### ○事業内容

父母の離婚などによるひとり親家庭、または養育者に対し、児童のすこやかな成長を願って支給される手当となっています。

#### ○所管課／関係課

健康福祉課／秋田県中央福祉事務所

#### ○今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

これまでおおむね予定通りに事業を行うことができています。

子育て世代の経済的負担の軽減につながる事業であり、今後も事業の周知、利用者のニーズの把握に努め、より利用しやすい事業となるように検討していきます。

### ④ 生活保護事業の適正な運用

#### ○事業内容

生活保護の受給により、小中学校、高校での就学に支障がないように対応しています。

#### ○所管課／関係課

健康福祉課／秋田県中央福祉事務所

#### ○今後の方向性

##### 【これまで通りに継続】

これまでおおむね予定通りに事業を行うことができています。

高校卒業までの最低限の就学費用は生活保護で対応できていますが、部活動や高校以上への進学などの費用は支援対象とはなっていないため、部活動や進学などが制約されることもあります。

今後も大学進学への対応など、貧困の連鎖を断ち切れるように検討していきます。



# 第 5 章

## 計 画 の 推 進



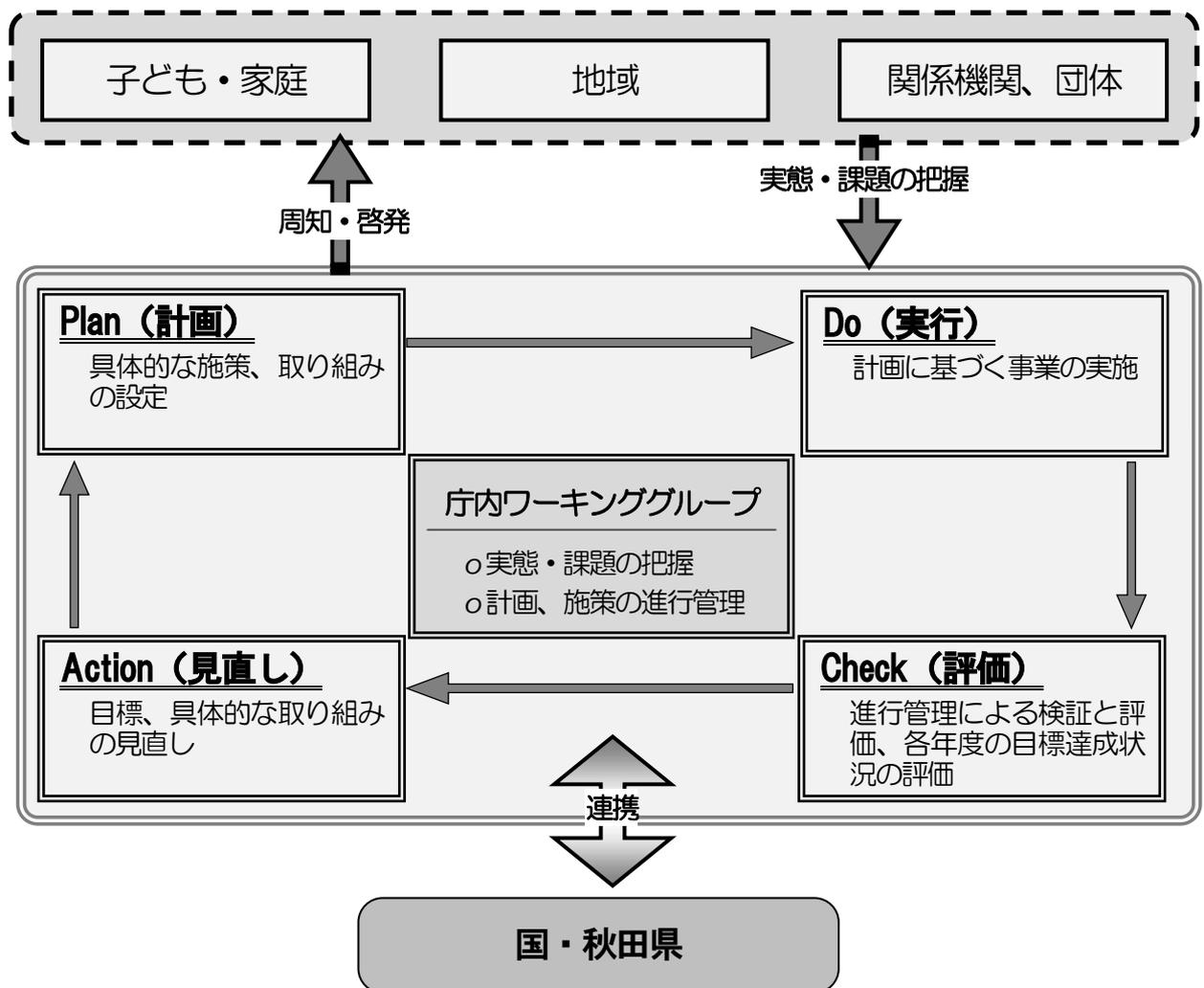
# 1 計画の推進体制

子どもたちを取り巻く環境や社会情勢は日々変化し、必要とされる取り組みも変わっていきます。

効果的な支援を実施するためには、実態を把握し、計画の進捗について検証を行い、必要に応じて柔軟に計画を見直すことが重要となります。

そこで、実態を把握し、計画の適切な進捗管理を行うため、庁内の関係課によるワーキンググループにより、進捗を管理していきます。

## <計画の進捗管理体制>



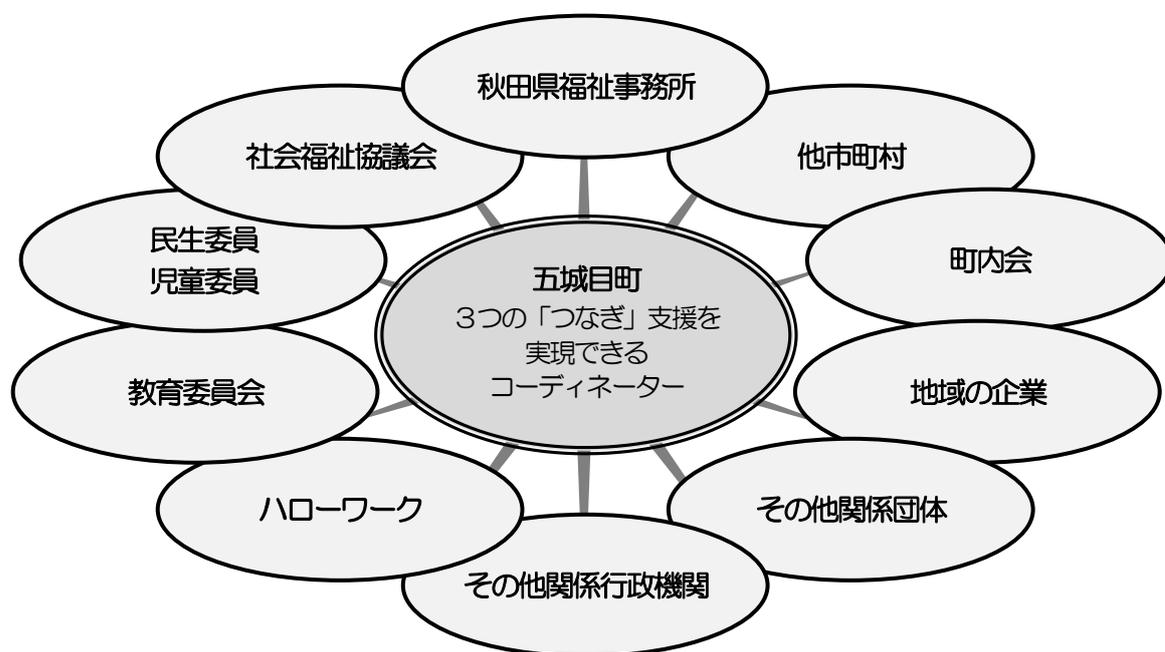
計画に記載している事業の進捗について、庁内ワーキンググループの場において、毎年、事業ごとに、実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取り組み内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

## 2 連携体制の構築

### (1) 五城目町と関係機関のネットワークの構築

五城目町が地域の様々な関係者との中心となって推進していく連携体制については、秋田県が切れ目のないきめ細やかな支援に向けた地域体制として想定している「子どもの未来応援地域ネットワーク（地域の関係者・機関、団体等の連携・協力による支援体制）」に準じて、本町が関係者間で、効果的な支援のための“つなぎ”を円滑に行うことができるよう取り組んでいきます。

#### <子どもの未来応援地域ネットワーク（イメージ）>



#### 3つの「つなぎ」

- 子どもの発達・成長段階に応じた切れ目のない「つなぎ」
- 教育と福祉等の「つなぎ」
- 関係行政機関、地域の企業やNPO、自治会その他の関係者間の「つなぎ」

### (2) 五城目町のコーディネート力の強化

多様な関係者間で、円滑に“つなぎ”を行っていくために、対応部署の明確化、コーディネーターの発掘・活用などを含め、本町のコーディネート力を高め、地域の中のネットワークが効果的に機能するよう取り組んでいきます。

# 資料編



## 五城目町子どもの貧困対策に関する整備計画策定委員名簿

No.	氏 名	所 属 等	備 考
1	畑 澤 政 信	五城目町教育長	
2	舘 岡 和 人	五城目第一中学校校長	
3	戸 部 裕 隆	五城目小学校校長	副委員長
4	笹 尾 知	五城目町学校嘱託医	
5	工 藤 政 彦	幼保連携型認定こども園 もりやまこども園施設長	
6	小 玉 武	五城目町PTA連合会会長	
7	宮 田 庄 貴	幼保連携型認定こども園 もりやまこども園保護者会会長	
8	大信田 勝	秋田県中央児童相談所所長	
9	藤 田 和 彦	秋田県中央福祉事務所所長	
10	小 野 誠	五城目警察署署長	
11	金 野 實	五城目町町内会長会会長	
12	柴 田 喜 芳	五城目町民生児童委員協議会会長	委員長
13	一 関 敏 弘	五城目町社会福祉協議会会長	



五城目町子どもの貧困対策に関する整備計画

平成30年3月

発行・編集：	五城目町 〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目1-1 TEL：018-852-5100
--------	--